

令和4年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和4年12月9日 午前10時00分 開会
午後 3時53分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
市民生活部長	前村芳安	市民生活部理事	林本裕明
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠	監査委員事務局長	吉村浩尚

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 7番 吉村 始 8番 奥本佳史

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいまより、議長の許可を得まして、本日初めの一般質問を行いたいと存じます。今日の質問は3つございます。

1つ目は、まちづくりへの市民参加についてであります。2つ目は、乳幼児・小児への新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。最後に、生活保護のしおりについてお尋ねをいたします。今回も議長のお許しを得まして、毎回恒例のパネルを用いながら、質問の意図を分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 では、最初に、まちづくりへの市民参加についてお伺いをいたします。間接民主主義の地方自治体行政にあっても、市民の生の声を直接聞いて市政に反映させるということは、大切なこととあります。これは、阿古市長のスローガンである、市民第一のまちづくりの理念にもかなうことと考えます。令和2年3月議会の一般質問、住民参加のまちづくりについては、行政が市民の声を直接聞く方法などについてお伺いをいたしました。今回は、市民からいただいた声を実際どのように市政に反映させていくのか、そのプロセスについても伺いまして、併せて、幾つかの提言を行いたいと存じます。

さて、地方政治には4つの主体があると言われております。4つの主体といたしますのは、まず市民であります。市民といたしますのは、葛城市の主権者です。続きまして、市長です。市長は、市民が選挙で市長を選びます。それから、行政のプロである市職員です。市長と市職員とを合わせて行政と呼びます。そして、私ども市議会議員、市民が選挙で市議会の議員を選びます。この4つの主体があるというふうに言われておりますけれども、地方自治の主役は誰かといたしますと、いうまでもなく、市民であります。市長や議員は選挙によって選ばれますので、当然、市民の意思を反映しているはずであります。しかし、私には、それだけで市民の声を市政に反映させるのに十分かという、そうではないというふうに考えております。選挙のときだけでなく、市民が常に市政の情報を得られて、意見を言える場があるのが

望ましいと考えるものであります。

それでは、質問に入ります。言うまでもなく、自治体は間接民主主義が基礎となっております。市民の意思を市政に反映させることについて、選挙で選ばれた市長や、議員で構成する議会などが中心的な役割を担っております。間接民主主義で運営している自治体において、市政が市民に直接考えや意思を問うことの意義につきまして、まず、市としてはどのようにお考えでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 皆様、おはようございます。企画部の高垣です。よろしくお願いいたします。

吉村議員がおっしゃる、地方自治行政は間接民主主義が基礎で、議会や行政委員会などで政策が決定されております。市民が政策決定を行う上で意思決定に参加できるものは、一部の直接請求を除いて、行政手続上では、市の計画を作成するときに行うパブリックコメントに参加することで、市民の皆様のご意見等が市政に反映することになると考えております。この意見を公募する広報広聴の手続が、市の政策を決定する際に重要であると考えております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 行政が市民の皆様の声聞くことが重要であるという認識については、一致しているということでもあります。さて、市政が市民の声直接聞く場を設けることにつきまして、私は、大きく3つの意義があるというふうに考えております。1つは、行政だけでは気づけなかったかもしれない問題点を可視化するというふうなことであります。2つ目には、いろんな論点や意見を出してもらうことによって市民の声を集めることができるということでもあります。そして3つ目には、今後どのようにしていこうかということをも市民がより納得できる、市民の声聞くことによって、より納得できる制度設計の方針が決められるというふうなことでございます。これらのプロセスに市民が直接関わることができれば、私は、市民の声聞く場が民主主義の場として機能するのではないかとというふうに考えるものであります。

さて、市民の声直接聞くための方法として、手軽によく使われるものの1つとしてアンケートがあります。ほかにも幾つか方法があるかと思えますけれども、葛城市では、これまでどのような方法を採用してきたのか、主なものをお答え願いたいと思います。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市長が直接地域に出向いて開催される市政フォーラムというものがございます。そのほかに、タウンミーティングの制度もあります。また、計画策定時にパブリックコメントやワークショップを実施して、市民の声を反映しております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 市政フォーラム、それからタウンミーティング、パブリックコメント、そしてワークショップなどの方法があるということでもあります。それらの方法をこれまで採用してこられた理由は何でしょうか。それぞれの方法につきまして簡潔にお答え願いたいと思います。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市政フォーラムにつきましては、市長が直接大字に出向いて、市の施策、将来像につ

いて、住民の方と懇談会形式で直接話し合いを行います。その中で、市政全般について市民から出たご意見について、市政に反映させていく手法として実施しているものでございます。また、タウンミーティングについては、対象を団体として、おおむね20名以上の参加者を前提に団体から要望を受けて、市長が市政について講演を行い、その後に意見交換会を行うものでございます。パブリックコメントは、行政手続上の広報広聴の手段として主に市の計画の策定時に実施しております。最後に、ワークショップについては、公募した市民の方に計画策定の段階で直接参加していただき、ワークショップの中で意見をまとめ、計画に反映させるために採用しております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今お伺いしました市政フォーラムやワークショップなどの開催が、市民の声を聞いていますよというパフォーマンスであってはならないと私は考えるわけであります。行政にとって耳の痛い意見や提言の中にも、重要な指摘や検討すべき価値があるアイデアなどもあるのではないかと思えますけれども、それらの意見の公開についてはどうでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 行政手続の面から、市で行うパブリックコメントについては、全て公開することが原則であります。市民から出たご意見については、担当課がしっかりと把握した上で、真摯に受け止めて対応していくべきと考えております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 行政手続の面からは、行政が行うパブリックコメントについては全て公開することが原則だとのことですがけれども、そのほかの場面でいただいた市民のご意見に対しては、公開である、非公開である、それに限らず、しっかりと対応をしていただきたいと存じます。

さて、パブリックコメントでいただいた意見は公開をするということですがけれども、ただ聞いて公開するだけでなく、実際に市政に反映させなければ意味がないと考えます。その具体的なプロセスについてお伺いをいたします。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 これまで策定した計画で、パブリックコメントを募集して、市民からいただいたご意見については、計画を策定する担当課が意見の集約を行い、最終的にはホームページに公開しております。その中で、計画の内容に関する質問である場合には、回答文を掲載し、計画に反映させる必要があるご意見がある場合には、策定委員会や審議会に諮って、審議会での議論後、計画に反映しております。そこで決定した計画を受け、市が最終的に議会へ報告あるいは承認いただき、計画が定まり、施行される流れになります。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 重要なお意見や検討すべきご意見などがあつた場合には、それらを行政がダイレクトに、そのまますぐ採用するというものではなくて、策定委員会や審議会に諮るという手続を取って、審議会での議論を行ってもらった上、政策に反映しているということであります。そして、また議会の承認も得るといふふうなご答弁でありました。

さて、市民の声を直接聞くという一例として、例えば、今、當麻庁舎の機能再編に伴って、

複合施設をつくる件に関わって、ワークショップを行っています。これが葛城市が行っているワークショップの1つの実践例であると思うわけでありますが、このワークショップでは、市民の意見をどのように生かしていこうとお考えでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 おはようございます。総務部、東でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの吉村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在行っております市民ワークショップについてでございますけれども、前段階で実施をいたしました市民アンケートと併せまして、市民の生のお声を直接聞くということで、新しい複合施設に求められておりますことや、また、まちづくりに対する思いについて、肌感覚で熱量を確認する最も大切な作業だと捉えております。今回の市民ワークショップで得られました成果につきましては、今後の基本計画を1つにまとめるに当たり、市の思いをはじめ、市議会、市民、活動を支える団体、働く職員の思いなど、それぞれの思いのすり合わせを行う中で有意義に活用させていただく予定でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今、ご説明よく分かりました。どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。ここで、私は、市民の声が行政に実際に生かされたという意味で、そういう意味においてワークショップの成功例の1つとして、私が考えております、岡山県瀬戸内市の瀬戸内市民図書館のことを申し上げたいと思います。瀬戸内市民図書館につきましては、私は、これまで議会でも何度か触れております。瀬戸内市は、葛城市とほぼ同時期なんですけれども、平成16年11月に、3つの町が合併して誕生した、面積125平方キロメートル、人口は、合併時およそ3万8,000人です。葛城市よりちょっと多かったんです。現在は少し減って、3,000人ぐらい減ってますが、3万5,000人余りいらっしゃる市であります。旧町の図書館や公民館図書室を引き継いで、図書館法に基づく図書館施設として瀬戸内市民図書館とされたわけでありましてけれども、例えば、平成22年度時点では、住民1人当たりの蔵書数、貸出冊数で、岡山県内24団体中最下位というような状況でありました。しかし、その同じ年に、嶋田学さんという専門職の司書の方が、新図書館開設準備室長として瀬戸内市に就職をされまして、そして図書館の開館後は図書館長に就任をされました。ちなみに、嶋田さんは、その後、奈良大学を経まして、現在は京都橘大学教授として図書館情報学を教えておられます。

さて、瀬戸内市では、新しい図書館をつくるに当たって、市民参加による図書館計画づくりを標榜され、図書館整備の計画づくりに、市民参加のワークショップであるとしょかん未来ミーティングを12回開催されました。ワークショップでは、図書館づくりの基本的な考え方を示した基本構想を行政が公表しまして、これについて具体的なご意見をワークショップの場で市民から伺って、これを参考にして、基本計画や実施計画へと展開をされたと聞いております。その後、建築の基本設計図を、同じくワークショップの場で、市民と行政とが一緒になって検討し、出された意見を実施計画図に反映されたということでもあります。今し方このように紹介しましたように、瀬戸内市民図書館では、12回に及ぶワークショップを行って、市民の声を反映させたという実績があります。このような手法は大変手間がかかります。

加えて、事前準備や結果のまとめなどで職員の負担も大きいと思います。それでもなお、大きな成果が期待できる意義のあることと考えるものでありますが、いかがでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

市民参画による計画策定という観点から申し上げます。計画策定の前の企画の段階から市民に参加いただき、市の考え方をはじめ、市民やボランティア団体など、それぞれの考え方を反映させていく上で、瀬戸内市民図書館運用のワークショップの運営方法は、1つの参考事例になると考えます。ワークショップの進め方につきましては、その自治体によって運営する方法は様々であると考えますが、ワークショップを開催する際には、丁寧に多くの方の意見をまとめていくことは大切であると考えます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 まさに今おっしゃいました、丁寧に多くの方の意見をまとめていくことが大事だと私も考えます。ワークショップでの対応で、丁寧さに欠けて、出された意見がほったらかしになったりしますと、参加した市民の方々からの不満にもつながりかねません。せっかく職員が手間暇かけて準備されても、結果残念なことになってしまいますので、出てきた意見に対する丁寧な対応につきましては、くれぐれもお願いをしたいと存じます。ある事柄について、市民のお考えをお聞きする前に、市民から頂戴した意見をどのようなプロセスで政策に反映させていくのか。そういった方針を事前に市民に伝えておくということは、民主的な運営ということにつきましても、意義があると考えます。瀬戸内市民図書館建設のためのワークショップでは、市民に具体的な建物のレイアウト案を示した際、市民からいろいろ意見が出ました。その結果、当初、1階に設置予定であった閉架書庫、市民の方が直接出入りすることができない閉架の書庫ですが、これを1階に置いておくのはもったいないといって、2階のほうに持っていったという実績がございます。私は、これこそ行政が市民の声を直接聞き出して計画に反映させたよい実例だと考えるのでありますけれども、これについてのお考えはいかがでしょう。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ワークショップなどを行う場合には、市が実施する事業の経緯や考え方が分かるものを整理した形で参加者に説明を行うために、説明会を行う前の事前準備が大切であると考えます。また、ワークショップの運営方法についても、参加者にこれまでの事業の経緯や市の考え方が分かる形で丁寧に進めていくことが運営上大切であると考えます。最終的にワークショップでまとめた意見を計画として反映させていくことが重要であると考えます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ワークショップでは、市民の声や意見をよくまとめていただきまして、市民のよい意見がちゃんと計画に反映させられる場となりますように、よろしくお願いいたします。ちなみに、瀬戸内市民図書館の嶋田さんは、その前に、滋賀県の現在の東近江市で図書館開設業務に携わっておられたことがありまして、同じような時期に、20代の私も、東近江市で図書館開設業務に携わっておりましたので、一方的ではありますが、親近感を覚えているものでありま

す。

さて、葛城市の図書館運営に携わっておられる、おはなしろうそくの会などのボランティアグループの皆さんや、現場で働いておられる図書館職員の方々とお話しする機会があって、いろいろと情報交換をいたしますと、図書館行政に対する皆さんの情熱や見識の高さに学ぶことが多いと改めて感じているところであります。ボランティアグループの中には、大規模な公共図書館で長年、司書として責任ある地位にあった方もいらっしゃいます。このように、市民の中には、ある分野での専門家や、ボランティアなどで関わって見識を持った方がいらっしゃいます。そのような方のご意見は特に傾聴に値するというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 その分野での専門家やボランティアなどで見識を持った方のご意見を伺うことは大切であると考えます。

以上です。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 私は、専門的な知見をお持ちの市民の方々を探し出してお話を伺うということを、行政は積極的に行うほうが良いというふうに考えます。私は、現場の職員であれば、そういった地元の専門家あるいは有識者の方と面識があったりするのではないかとというふうに思います。一例を挙げましたら、歴史博物館の学芸員であれば、昔、大学で歴史学を教えておられた元教授や郷土史家がどちらにいらっしゃるかということはよくご存じのはずであります。したがって、現場の職員に聞くという方法も有効だというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市で特に強化すべき取組については、プロジェクトチームや検討会議などで検討を行っておりますが、職員だけでは専門的な知識が不足し、アドバイザーを必要とする場面もござります。その場合には、必要に応じて対応していくべきであると考えます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 計画策定や事業実施につきましては、職員の方が主体的に行うということは当然のことです。その上で、例えば、今年の6月議会で、専門家の方にアドバイザーとして来ていただくという予算が成立をいたしました。これを活用して職員がアドバイスをアドバイザーの方からもらうということで、葛城市の特性を生かした取組を行ったり、課題を解決したりするなどして、これが市政へ生かしていけるのではないかとというふうに考えるものでございます。

最後に、阿古市長にお尋ねをいたします。市長がかねてからおっしゃっている市民第一のまちづくりということにつきましては、共感をするものでございます。令和元年6月には、市が、葛城市住民投票条例の制定を目指す議案を提出されました。私は、かねてから、市民自治の実践が大切だと考えており、市民自治の実現のためにも、葛城市住民投票条例が常設型であることにこそ意味があると考えて賛成をしたという記憶がございます。市長が住民投

票条例の制定を目指されたということ1つを取っても、市民の声を聞くことが大事であるというふうに市長が考えておられるのではないかと拝察するものであります。私は、特に、庁舎機能の再編のような、長年にわたって市民に影響を与えることにつきましては、より丁寧に住民の声を聞くことが大事である。そのためにも、手間も労力も必要であるというふうに考えるのでありますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 當麻庁舎の再編につきましては、念願の事業でございます。合併以来、當麻庁舎の危険性というのは、非常に問題が大きゅうございまして、生命に関わる問題でしたので、それに取り組むということは、非常にありがたく感じておるところでございます。私の市民第一のまちづくりといいますのは、概念でございます。基本的に葛城市のまちづくりは、市民の目線に立ったまちづくりをしたい、市民に重心を置いたまちづくりをしたいという思いでございまして、公約としては、その中で7つの項目を実は挙げてるんですけども、その項目に限ったわけではございません。議員ご指摘のように、當麻庁舎の再編に当たりましては、文化センターのホールの機能、中央公民館の公民館機能、図書館機能、それと庁舎機能、その複合化した施設を目指しております。ですので、施設の面積等は限られますので、市民の皆さん方から、その立場、立場でいろんなご意見をいただくとお思います。そのご意見は、非常に貴重な意見やと考えております。ただ、市民の皆様方にとりましては、現実の今の時間軸の中で意見をおっしゃる場合もありますので、この施設というのは、当然のことながら、建築いたしますと、30年、40年、50年と長きにわたって使用するものでございますので、その時間軸をどこに置くのか、もしくは、その変遷をどう考えるのかということも加味しながら、より市民の皆様方が喜んでいただけるように、将来にわたって喜んでいただけるような施設の建築に向かって、議員がご指摘のような手法は、非常に大切なものだと考えておるところでございます。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。今、市長がおっしゃいましたように、この質問は、當麻庁舎の複合化についての質問では、直接あるわけではありませんけれども、例えば、それを例にとりましたら、10年後、20年後、あるいは50年後、そういった建物を見据えた計画であるというふうなことであれば、これをしっかりと市民の方に示していただくと。そしてまた、市民も様々な意見を持っておられますので、そういった様々な意見をやはりしっかりと丁寧にまとめていただくというふうなことをお願いしたいとお思います。そのことによりまして、市長が常々おっしゃっております市民第一のまちづくりという理念が現実のものとなるというふうに思っております。実のあるものとなると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、新型コロナワクチンの小児や乳幼児への接種についてお伺いをいたします。質問を前に、現在、葛城市内での円滑なワクチン接種事業に多大なご協力をいただいている葛城市医師会の先生方、看護師の皆様、葛城市職員の皆様をはじめ、関係者の皆様に感謝を申し上げたいと存じます。昨年9月の一般質問では、新型コロナワクチンの副反応について

お伺いをいたしました。当時、私は、近しい人たちと、いわゆる副反応自慢といいますか、時候の挨拶の代わりに、ワクチン接種でお互いどれだけしんどかったのかということや挨拶代わりに使っていたことを思い出します。今、市民の皆様から、特に子どもへのワクチン接種の副反応だけでなく、後遺症について心配であるという声を聞きます。ネット等でも接種に関する不安な声が聞かれます。前回の質問でも申し上げましたけれども、ワクチン接種には、利益、ベネフィットと同時に、危険性、リスクも指摘されています。ワクチン接種が原因の健康被害に対しては、十分な救済が行われるべきであります。そして、副反応などのワクチン接種の危険性についての正しい情報の提供が必要であると考えます。

さて、ワクチン接種につきましては、様々な立場からの情報発信があふれていますが、私自身は、ワクチンのベネフィットやリスクについて、専門的知見からの評価基準は何ら持ち合わせていないことを前提に質問せざるを得ないということをお願いしておかなければなりません。しかし、ワクチン接種への様々な情報が交錯する中で、現在のワクチン接種に対して大きな不安、中には、ワクチン接種に対する不信感を抱いていらっしゃる市民がおられるのも事実であります。そのような方々の不安を少しでも軽減したいという思いで質問に臨みたいと存じます。昨年的一般質問でも伺いましたけれども、葛城市としてのワクチン接種の目的について、まずはお伺いをいたします。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。本日はよろしくお願いたします。

ワクチン接種の目的についてでございますが、新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の中で位置づけられており、コロナ対策の中でも重要な位置を占めるものであります。ワクチン接種を受けることで重症化を予防するとともに、発症予防を目的とするものでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。では、現在、小児と乳幼児へも新型コロナワクチン接種が行われていますけれども、昨年は子どもへの接種は行われていなかったわけですが、今は行われています。その目的はどのようなものでありましょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症の蔓延状況やワクチンに関する有効性、安全性のエビデンスも踏まえ、子どもへの接種の機会を提供することが望ましいと考えられることから、厚生労働省の審議会で議論され、予防接種法に基づく接種に位置づけ、ワクチン接種を勧めることとされました。ワクチンの種類としましては、5歳から11歳の小児を対象とするものと、生後6か月から4歳の乳幼児を対象とするものがございます。どちらも中和抗体の上昇や発症予防効果が確認されていることから、重症化予防や発症予防を目的としております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 子どものワクチン接種についても、昨年実施していたワクチン接種と同様に、重症化や発症予防を目的としているということですね。では、子どものワクチン接種の機会を葛城市ではどのように設定されているのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 先ほどご説明しました、小児・乳幼児接種ともに、新庄健康福祉センターにて集団接種で実施しております。予診と接種は葛城市医師会の先生にさせていただいておりますが、小児・乳幼児は特に小児科医1名は必ず来ていただいております。小児接種は初回接種として2回、その後、5か月以上の間隔を空けて追加接種を1回受けます。乳幼児接種につきましては、初回接種を3回受けていただきます。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ワクチン接種におきましては、何よりも安全に接種することが一番重要な課題であると考えられるわけでありまして、特に子どもへのワクチン接種において気をつけていることなどがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ワクチン接種会場における安全対策として最も力を注いでおりますのは、アナフィラキシー対応などの会場での急変時の対応を準備しておくことです。新型コロナワクチン接種を始める前の昨年3月に、葛城市医師会がアナフィラキシー対応の講演会を開催されました。これは、健康増進課が奈良県立医科大学高度救命救急センターの福島教授に講師をお願いし、実現したものです。当時、ワクチン接種に関係する予定の医師、看護師、保健師、薬剤師などのスタッフでオンラインで視聴し、このたび、乳幼児接種が始まる際にも再度確認しております。乳幼児接種の開始に当たりましては、小児科医による救急薬品等の確認も行い、接種も30分に5人程度でゆったりと受けていただけるように設定しております。また、救急体制につきましては、ワクチン接種開始前に、大和高田市立病院に救急の受入れについてお願いし、葛城市の集団接種日についてのご連絡も行っております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 アナフィラキシーショックにつきましては、最近も報道等で、亡くなった方がいらっしゃって、遺族の方が大変悲しい思いをされているという報道がございました。これが本当にアナフィラキシーによるものかどうかということは、これはまだ専門家の知見を待たなければいけないと思っておりますけれども、そういったことが言われておりますけれども、それらに対しましても、事前に講習会をされるなど準備をされているということでもあります。また、乳幼児接種に当たっては、ゆったりとした感じで受けてもらえるようにと、そういった配慮もなされているということでもあります。また、救急体制についても、大和高田市立病院に救急の受入れをお願いしているというふうなことでございました。では、葛城市では、接種後に体調不良があったときに、どのように把握をして報告をするのでしょうか。また、これまでの報告の件数は何件であったのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 集団接種会場での体調不良につきましては、看護師が接種後の観察を行い、必要時、医師を呼び対応するという体制でございます。医療機関などの接種も含め、ワクチンの副反応の疑いのあるものについては、予防接種後副反応疑い報告書を医師に作成していただ

き、市に提出いただいた後、医薬品医療機器総合機構に提出いたします。これまでの報告件数は15件となっております。帰宅後の体調不良につきましては、奈良県が設置している奈良県新型コロナワクチン副反応コールセンターが24時間対応しており、相談していただくこととなっております。奈良県新型コロナワクチン副反応コールセンターの相談実績としましては、令和3年度2万636件、令和4年度は3,597件でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ワクチンの副反応の疑いのあるものについては、疑い報告書というものをお医者さんに作成してもらうということでありまして、これまでの報告件数は、これまでは15件あったということでした。葛城市では、自治体でできることとしては、子どもへの接種、それから、接種後の体調不良などについては、丁寧な対応をしていただいているということが今までのご答弁で分かりました。今後も、国の発信する情報をしっかりと把握していただきたいと思います。

さて、最後に、これは難しい問題でありますけれども、ワクチン接種に対する市民の不安感をどのように軽減するのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。私自身、子どもへの接種、特にリスクにつきましては、大人への接種にも増して、丁寧な説明が必要と考えるものであります。今、子どもの保護者へのワクチン接種について、接種申込書などでどのような情報提供を行っておられますでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 子どもへの接種に関する情報提供でございますが、厚生労働省より提供されている資料を接種券に同封して通知しております。お子様の保護者の方への資料には、ワクチンの効果や安全性について記載されております。更に詳しい情報につきましては、厚生労働省のホームページで見ただけのようQRコードも掲載しております。また、5歳から11歳につきましては、お子様向けの資料もあり、副反応などのワクチン接種を受けるときの注意事項などが書かれております。なお、全ての年代の方にワクチンの説明書を同封しております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 新型コロナワクチン接種につきましては、国の判断によって行われている事業でございますので、地方自治体レベルでできることは限られております。しかし、ご答弁を伺いまして、葛城市が自治体でできる範囲の中で行き届いた安全対策をされているものと評価いたします。

先日、子どもへの新型コロナワクチン接種について不安を持っておられる葛城市民のお一人で、幼いお子さんをお持ちのお母さんからいただいた声を紹介したいと思います。娘の接種券と一緒に文書が入っていました。葛城市が独自で書いてくださったものなのかなと思います。その文書には、ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で保護者が判断して行うものであり、保護者の同意なく接種が行われるものではありません。また、周りの方へ接種を強制したり、接種していない人へ差別的な対応をすることはあってはなりません、といった内容で、このような文書を同封していただき、ありがとうございますとお伝えいただけたらと思います、というこ

とでございました。

さて、私、冒頭に申し上げましたが、ワクチンの効果や危険性につきましては、専門的知見からの評価基準は何ら持ち合わせてはおりません。そうではありますけれども、この一般質問の場で、提言といいますか、行政にお願いをしたいと存じます。なぜならば、現在、特に乳幼児や小児へのワクチン接種について、世間一般的に高い見識を持っておられると思われる医師や政治家から、ワクチン接種は危険だ、などとする情報が、SNSやテレビのワイドショーなどでどんどん発信をされております。それらを見聞きして、ワクチン接種に対する大きな不安あるいは不信感を抱いている市民が多くいらっしゃるからであります。このような中で、行政におかれましては、市民の不安の軽減に少しでもつながるような手だてがあるのであれば、積極的に努力をお願いしたいと思うのであります。例えば、今、政治家であれば、奈良県の植村佳史県議会議員や、大阪府泉大津市の南出賢一市長などが政治家として情報発信をしておられますが、そういった方々がどういった主張をされているのか。もし、できましたら、どのような根拠でおっしゃっているかなどについて、これらが、ワクチン接種に対して不安に思っておられる市民の情報源の1つになっているというふうに私は思いますので、これらにつきましても、アンテナを張っていただけたらと思います。例えば、保健師の方々であれば、私のような全くの素人とは違いますが、また違った見方、発見をされるのではないかとというふうに推察するものであります。

1つ、私、出版業界におりますので、その者として申し上げたいことがございます。私、今、たまたま2冊、コロナウイルスに関する、ワクチンに関する本を読んでおります。1つは、大阪大学免疫学フロンティア研究センター招聘教授の宮坂昌之さんが書かれました、「新型コロナの不安に答える」という講談社現代新書であります。もう一つは、ノンフィクション作家の山岡淳一郎さんが書かれました、「ルポ 副反応疑い死ーワクチン政策と薬害を問いなおす」という、ちくま新書から出ておりますが、これを読んでいる最中でございます。こういった新書サイズの書籍というのは、専門書と比べますと情報量は少ないですけれども、SNSや短時間のテレビ番組などと比べますと、圧倒的に情報量が多いんです。また、今紹介したような老舗出版社の教養新書は、確固たる編集方針があって、そして、編集者や校正者が関わって、手間をかけて出版されております。私も30代のときに筑摩書房で仕事でお世話になってたので、そのあたりはよく分かるんですが、その点におきましては、一定の信頼性といいますか、質が担保されているというふうに考えます。ただ、中身について本当に全部正しいのかどうかというのは、全然別問題であります。こういった読みやすい本、一般の方に手にとってもらいやすい本で、例えば保健師などがお読みになって、これは市民の方に紹介したほうが良いなというようなものがあれば、紹介をされるというのも1つの案なのかなというふうに思います。これは参考までにお聞きいただけたらと思います。

最後に、葛城市の円滑なワクチン接種事業に多大なご協力をいただいている葛城市医師会の先生方、看護師の皆様、そして葛城市職員の皆様をはじめ、関係者の皆様に再度感謝申し上げます。この質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、最後の質問です。生活保護のしおりについてお伺いをいたします。私、11月

3日付の朝日新聞の奈良版で、「生活保護しおり、適切？」というタイトルの記事を読みました。そこには、県内14機関の生活保護のしおり記載ランキングというものが掲載されていて、私もランキングが好きですから、葛城市はそのうちどこかなと思いましたら、マイナス7ポイントの獲得で7位でございました。ちなみに、1位が14ポイントを獲得した生駒市でございました。それで、私は俄然、生活保護のしおりという、それまで読んだことがなかったものですから、興味を持ちまして、大和高田市や御所市などの窓口に行くなどして、あちらこちらの生活保護のしおりを入手して、読み比べを行いました。それぞれ、趣旨は当然同じようなものなんですけれども、どのように伝えるかについては、各自治体ごとに工夫をされてると、そういった印象でございました。ただし、生活保護のしおりにつきましては、あくまで生活保護について知ってもらうためのツールの1つでありまして、生活保護のしおりの出来、不出来と、窓口での職員の対応のよしあしとが直接関係があるとは、もちろん考えておりません。しおりの記載に不十分な点があっても、窓口対応でしっかり説明できている場合もあるでしょうし、その反対もあろうかと思えます。しかし、しおりの記載に不十分な点があるというのであれば、それは改善すべきであると考えます。今回の質問では、生活保護のしおりの記載の改善を要望したいと思います。併せて、窓口対応についても伺ってきたいと思います。

まずは、葛城市の生活困窮者支援についてお尋ねをいたします。社会福祉課では、生活に困った市民が窓口相談に来られた場合、どのように対応をされているのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

窓口にて、生活困窮等に係る相談があった場合、まず、相談者のご事情を確認させていただき、そのご事情によって、生活困窮者自立支援事業や生活保護など、相談者の方に合わせて必要な支援を検討の上、案内して対応しております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 相談者のご事情というのは、本当に多様だと思います。私も、市民の方から相談を受けることがあるんですが、他法他施策という言葉もありますけれども、最初から生活保護とって来られる方もいらっしゃるんですが、話を聞いておきますと、いやいや、その前にこういった解決方法があるよというふうなこともありますし、そして、私が聞いた限りにおきましては、市の職員は本当に親身になって相談をしてくださってるという印象であります。今、部長からお答えがありましたように、相談者のご事情というのは人それぞれであるということで、それに合わせて支援のメニューを提示してもらってるということでもあります。

次に、生活保護のしおりは、窓口で相談があった場合、葛城市においては、どのように利用をされているのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 相談時に、生活保護制度について説明が必要な場合や、制度の説明を求められた場合に、制度内容について、あくまで制度の概要を端的に説明するためのツールとして利用しております。相談者の方に応じて、口頭で追加、詳細に説明も行っております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 あくまでも、生活保護のしおりというのは、生活保護制度について分かりやすく説明するためのツールとして使っておられるということでありまして、相談者の方には、いろんな知識をお持ちの方とか、いろんなお考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますので、理解度も見ながら、口頭で追加の説明を行ったり、詳細にお話をされたりしてるということでありまして。

さて、先ほどの朝日新聞に載っていた調査なんですけど、奈良の生活保護行政をよくする会によって行われた調査なんですけれども、奈良県内自治体の生活保護のしおりの点検結果につきましては、これはインターネット上で公開されておまして、読むことができます。それによりまして、改善の申入れの中で、特に葛城市におきましては、自立の助長について正しく説明されているかとの評価項目について、一日でも早く、自立した生活を云々というふうな表現が分かりづらいというふうにされております。そういった点や、まず、次のことを行ってくださいの欄で、扶養について追記修正が必要であるというふうに指摘をされているところであります。それらにつきましては、今後どのように対応、または改善の検討をしていかれるのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 改善の申入れにつきましては、申入れ内容の精査検討を行い、追記修正できるものにつきましては、早急に改訂を行う予定で、検討が必要なものにつきましては、精査してまいります。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 追記修正できるものにつきましては、速やかに改訂を行っていただけるということでありまして。また、検討が必要で少し時間がかかるものについても、精査していただけるとのことでございます。生活保護のしおりの記載内容の改善をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、生活保護のしおりの見直し作業につきましては、今回はこのようにされるということでありましたけれども、通常はどのように行っておられるのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 今般のようなご指摘等があった場合、その都度、検討精査を行い、必要とあれば改定を行っております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 指摘をいただければ、その都度、ちゃんと精査して改訂を行っているということでありまして。承知いたしました。

さて、テレビや新聞などで、福祉事務所の対応がよくない、問題であるなどという報道を目にすることがございます。葛城市におきましては、福祉事務所職員の資質向上を図るために、どのような研修を行っておられるのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 新任職員等の職員に対する研修につきましては、県や国において職員研修が行わ

れており、新任職員は必ず研修に参加することになっております。現在はコロナ禍ということもありまして、対面での研修は中止されておりますが、代わりにオンラインでの研修は引き続き行われております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 自治体によりましては、課内だけの研修であったり、ひどいところでは、機械の操作を教えるだけであったりという話も聞いておりますが、葛城市では、新任職員に対する研修がきちんと行われるということで安心をいたしました。ちまたの報道では、生活保護制度など、いわゆるセーフティネットがうまく機能しなかったことが一因で引き起こされたのではないかというような事件も発生しております。そのことによって悲惨な報道、具体的に申しませんけれども、そういったことが発生しております。また、奈良県下では、生活保護申請件数などが減った自治体があって、これは、場合によっては、水際対策かというふうに批判をされているような自治体もあったように聞きます。

さて、葛城市では、先ほどのご答弁でありましたように、生活困窮者自立支援事業や、生活保護のコロナ禍における、ここ数年間の相談件数を見れば、どのように対応されたかということが分かるのではないかというふうに思いますけれども、葛城市においては、どのような状況にあったのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 まず、生活困窮者自立支援事業につきましては、平成31年度、相談件数は6件、令和元年度は8件でございましたが、コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度の相談件数は83件、そして、令和3年度は90件、令和4年度は、11月末現在で相談件数が37件となっており、コロナ禍が本格的な段階に行った令和2年度、令和3年度につきましては、生活困窮者自立支援事業の相談件数が大幅に増加し、令和4年度につきましては、支援が一巡したことや、コロナによる影響も徐々に減少していることから、件数は落ち着いてきております。一方、生活保護事業につきましては、平成30年度相談件数は41件、令和元年度29件、令和2年度、50件、令和3年度、41件でございました。なお、令和4年度11月末現在の相談件数は43件となっております。令和2年度、令和3年度は、生活保護相談件数に大きな変化はございません。これは生活困窮者自立支援事業による複層的な支援によるものと考えております。しかしながら、自立相談支援事業の利用が終了した方などが増えてきた令和4年度につきましては、生活保護相談件数が増加傾向にあり、今後もこの傾向が続く見通しでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今お話ありましたように、葛城市内では、コロナ禍においても、生活保護に関する相談件数は増えてないんです。なぜ増えてないかということ、その前の、生活困窮者自立支援事業での相談件数が、例年、数件程度であったものが、おとし、去年とも、一気に10倍以上に跳ね上がってるということなんです。これも、私も前々から話は聞いておりました。窓口で対応されている職員の負担も相当なものであったのではないかというふうに拝察をいたします。生活困窮者自立支援事業などの支援が葛城市では丁寧に行われてきたことによって、結果、生活保護に至らなかったケースが多かったのではないかというふうに理解をするものであり

ます。

今回の質問では、生活保護のしおりについては、改善すべき点を改める旨、お約束をいただきました。ありがとうございます。言うまでもなく、生活保護の申請は国民の権利であります。生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護法の定める要件を満たす限り、誰でも受けることができます。市におかれましては、引き続き、適正な生活保護行政に努めていただくようお願いをいたしまして、この質問を終えたいと存じます。今回も丁寧なご答弁をありがとうございます。

梨本議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆様、改めまして、おはようございます。西川善浩でございます。ただいま議長のお許しを得、通告のとおり質問をさせていただきたいと思っております。ちょうど1年前に、一般質問のこの場に立たせていただいてから、連続5回目の登壇となります。まだまだ不慣れなところではございますけども、この質問を通して、少しでも葛城市をよい方向へと導けるように精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、私からの質問は3点でございます。1点目、SNS等を活用した子育て支援のその後の進捗について。2点目は、過疎化の進む集落地域の可能性について。3点目は、大阪・関西万博を契機とした本市の取組みについての3点でございます。

これより先は質問席にて行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

梨本議長 西川議員。

西川議員 早速、質問のほうに入らせていただきます。昨年12月の定例会で私が行った一般質問において、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の一環として、SNSなどを活用したサービスや情報の提供をピンポイントで届ける、そのようなことができる電子母子健康手帳などの導入を提案させていただきました。これは、健診や教室の開催日の検索、予約を容易に行え、登録した医療機関での予防接種などのスケジュールを作成したり、また、妊産婦や保護者の負担軽減にもつながっていくといったものでございます。また、市でご用意されている教室などの開催を必要とされている方へ積極的に届けていくといったものでございます。妊娠、出産、子育てに対する不安や孤独、孤立化を未然に防止することが、このアプリを通して可能となります。また、市長においても、今年度の施政方針で、妊娠期からの包括的支援の充実といった中で、本システムの導入についても掲げられたところでございます。その後、これについていろいろと検討を重ねていただいておりますと思うんですけども、SNSなどを活用した電子母子健康手帳導入に向けた、その後の、現在の進捗についてお聞かせ願えますでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

電子母子健康手帳の導入に向けた現在の進捗でございますが、現行の紙媒体の母子健康手

帳に加えて、電子母子健康手帳アプリの導入につきましては、乳児健診、ワクチン接種等の予約だけではなく、保健師との間で双方向で連絡が可能であることから、葛城市での出産や子育てに関する教室や健康診査の案内を行うときに、その対象となる生年月日の方に情報を発信することも可能となるなど、妊産婦の孤独化や児童虐待防止等にも有効なツールの1つとして現在検討しているところでございます。また、SNS等の活用でございますが、葛城市では、仕事を続けながらの出産、育児をされる方が多くなってきております。令和元年度の妊娠届出時の妊婦の有職率は64.5%でございましたが、令和3年度には72.4%と増加傾向にございます。このことから、仕事を続けながらの育児に対応すべく、令和4年5月より、順次、乳幼児健診の予約を、日中の電話だけではなく夜間でも予約が行えるよう、葛城市で導入しております汎用型のソフトを活用し、職員が作成したアプリでウェブ予約を行えるようにしてございまして、各健診の対象になられた方に個別通知する際にQRコードを添付し、それを読み込むことで対象の健診予約フォームにつながります。これを導入することで約6割の方がウェブからの予約をいただいている状況でございます。このことから、SNS等を活用した電子母子健康手帳につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。やはり妊婦の方々も、今般は、日中働いておられる方が非常に多いということが、今、報告のほうでもありましたし、健診の予約についても、約6割の方々が、今、職員のほうで作成されたウェブ予約システムというのを利用されたという結果が報告をされました。健診予約だけを見ましても、本当に需要の高いものとなっておりますので、冒頭に私が申し上げた、妊娠、出産、子育てに関するアプリによるシステムが導入されることによって、本市で用意されている、本当にいろいろな、様々なサービスを用意されておるんですけども、その需要も高まって効果が生まれてくるものと感じたところでございます。

それでは、本システムを導入することによる、子育て世代包括支援センターやこども・若者サポートセンター、また、子どもに関する部署との全庁的な連携についてをお伺いしたいと思っております。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 健康増進課だけでなく、他の子育てに係る部署が、それぞれ子育て支援に関する情報を届けたい生年月日の乳幼児を対象として掲載することなどができることから、電子母子健康手帳は、単なる子どもの成長を記録する媒体ではなく、各種健診、教室の申込み、専門職への相談、知りたい情報の検索が可能となります。また、市として導入、活用となりますので、母子健康手帳を交付している健康増進課だけではなく、他の出産、子育てに関する部署においても活用することが見込めますので、各種手続や申込み等、子育てに関連するものを集約し、申込みや相談、情報提供など、双方からのアプローチを行うことが可能になるのではと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 今、部長からのご答弁にあったように、健康増進課だけの情報だけではなく、子どもに関

する情報について、各種手続などが、電子母子健康手帳、このアプリを通して必要な方に確実に届けることができるといったものとなります。今現在それぞれの部署で行っていただいている子どもに関する取組みが、本当にこの本アプリを通して、一元化して、妊産婦また子育てをされている方に届けることができる、そのようなシステムであるということでございます。

それでは、現在マイナポータルにおいて健診記録などが確認できると思うんですけども、マイナンバー制度と本アプリとの関連性というんですか。それについてどのようにお考えでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 既存の電子母子健康手帳アプリでは、現在マイナンバーと連携しておりません。健診やワクチン接種等の記録は自分で記録する必要がございます。現在マイナンバー制度を活用し、健診記録など母子健康手帳に記載されている情報がマイナポータルにて確認することが可能となっており、この情報を電子母子健康手帳と連携することで、自分で記録を入力することなく、電子母子健康手帳に記録を反映することが可能となると考えられます。さらに、葛城市に引っ越ししてこられた方が、葛城市で指定する電子母子健康手帳アプリをインストールしていただくことで、マイナンバー制度を活用して、これまでの健診記録や接種記録など、自分で入力することなく反映される仕組みも構築できる可能性がございます。先進地におけるマイナポータルとの連携等について、今後も動向を注視しながら、引き続き検討していきたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今現在、アプリで出されている、いろんな会社から出されてるんですけど、それについては、まだマイナポータルとの連携がなかなかまいことってないというところもありますけど、今かなり進んできておりますので、その辺も含めて検討していかなあかんのかなと思います。これができたら、本当にほかの市でいろいろ、2歳、3歳のお子さんをお持ちの方が、例えば、ほかの市でお生まれになったとして、葛城市に引っ越しされたときにも、スムーズにその辺で連携を取って、次の健診の予約とかというのが、また葛城市でのサービスを十分に受けていただけるようなことになってくるのではないかとこのところで、本当に夢のあるようなアプリであると思うんですけども、これについて、このシステムを構築していく上での課題といったものは、どういったものがあるでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 電子母子健康手帳アプリの導入の目的は、子育て情報発信の統一化、保護者と行政の交流です。コロナ禍での生活も3年目となり、妊娠、出産、子育て世代の孤立、孤独化が顕著となっております。分からない子育て、不安な子育てを軽減するための1つのツールとしてアプリの導入が適切なのか、どのように活用できるのかを、今後も検討を重ねたいと考えております。また、現在使っております従来の母子健康手帳も、単なる子育ての記録だけではなく、両親から子どもへの手書きのメッセージ欄などもあり、大切な思い出の1つとなりますので、電子母子健康手帳とうまく併用していければと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。コロナ禍によって地域のつながりも本当に希薄となりつつある中で、また、急激な物価高騰も相まって、妊産婦、また、子育て世代の不安というのが助長されている、そのような傾向にございます。政府としても、このようなことを危惧して、その対策として、今臨時国会において、出産・子育て応援交付金という形で1,267億円の補正予算も可決をされたというところでございまして、また、葛城市も何かしらのことで下りてくると思うんですけども。本市においても、そのような不安というのを例外なく、そのような声がありまして、その解消の1つのツールとして本アプリを使用して、その先のサービスを通して少しでも不安を解消し、安心して妊娠、出産、子育てのできる環境を提供することが必要であると考えております。このアプリを通して切れ目ないサービスを提供されている先進的な自治体というのもあると伺っておりますので、そのような事例を参考にさせていただいて、少し時間はかかったとしても、本市としてしっかりと研究をし、質の高いシステム導入に向けて引き続き尽力をしていただきたいと、そのように思っておりますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

引き続き、2問目の質問に移らせていただきます。

次に、過疎化の進む集落地域の可能性についてという質問なんですけども、これまで多くの議員も、様々な角度から質問をされております。これについては、本当に葛城市にとっても難しい課題であると考えておるところでございまして、これは本市だけの問題ではなく、都市圏に人口が集中し、地方が疲弊していく、全国的な課題となっているのが実情でございまして。今般この課題に一石を投じる施策を打ち出されて、全国的にも注目をされている徳島県神山町に議員の視察研修で訪れることができました。その際は理事者も同行していただき、非常に学びの多い視察研修になったのではないのでしょうか。神山町は、消滅可能性都市と指摘され、本市の過疎化の進む集落地域にも当てはまるところがあると感じたところでもございました。特に空き家問題については、働き方を改善した最先端のIT企業がサテライトオフィスとして活用されたり、自身の人生に合わせたスローライフを基本とした、1日1組だけのゲストハウスを運営されたりと、地方に移住・定住する魅力を存分に打ち出されておりました。こういった空き家問題を含めた過疎化対策についても、可能性があるかと確信をしたところでもございますし、同時に、改めて本市にとっても避けて通れない課題の1つであるといったところでもございました。特に葛城市西部の山麓大字にあっては、交通インフラや生活圏の問題から過疎化が進んでいるのが現状でございまして。この課題を解消していこうと葛城市のほうでも本当に頑張っていたいただいておりますけど、空き家バンク事業や、奈良県と協働しての移住・就業支援事業などを行っていただいております。空き家については、葛城市のほうで把握してる件数については411件あるということで、現在は、そのうちの7件が空き家バンクに登録をされているという報告を受けておるところでございまして。

それでは、実際に空き家バンク事業を通してマッチングできた件数というのを教えていただきたいと思います。また、その活用はどのようにされているのかということをお聞かせ

願えますでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

空き家バンクにつきましては、令和元年に葛城市空き家バンクを設置しています。空き家の売却や賃貸を希望する所有者から提供を受けた情報を空き家バンクに登録し、ホームページ等で公開し、空き家の利用を希望する方に情報を提供する制度として、業務の一部を特定非営利活動法人空き家コンシェルジュに委託して運営しております。これまでに空き家の所有者から申請のあった登録件数は10件で、そのうち、売買契約が3件、賃貸契約が2件の成立でありました。いずれも住居として利用する目的でございました。

梨本議長 西川議員。

西川議員 令和元年から市の事業として進めていただいているということでもございまして、そのうちで申請のあった登録数というのは、10件にとどまっているということでもございました。また、そのうちの5件というのがマッチングに成功したということでもございます。私の感覚といたしましては、この5件のマッチングについては、ある程度、2分の1の確率ですので評価できるのかなというところもあるんですけども、申込登録数にあっては、本当に非常に少ないなという感覚を、認識を持っているところでもございます。葛城市では、さきに述べたように、411件の空き家があると把握していますが、空き家バンクに登録数、申請が少ないというのは、こういった要因が挙げられるのでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市において、平成29年度に実施いたしました空き家の実態調査及び所有者等の意向調査において、空き家バンクを創設した場合、利用したいかという質問に対しまして、約半数以上の方が利用を検討してみたいと回答されています。その反面、建物の売り貸しの意思についての質問に対し、約8割近い方が、売ることも貸すこともしたくないという回答がされているという状況もございました。また、空き家バンクの運営を委託している空き家コンシェルジュによると、葛城市は、他市町村と比べて新築住宅などの不動産が流通しやすい環境にあり、中古物件についても査定価格が高い傾向にあるため、空き家バンクに登録するよりも、民間の不動産業者に相談等を行い、建物を解体し、土地のみでの取引や、中古物件をリフォームし、住宅として取引される事例が多いと聞いております。空き家バンクに登録が少ない要因といたしましては、これらのことがその要因の1つとして挙げられるのではないかと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 これを導入される前の意向調査、半数以上の方が利用することを検討したいが、約8割の方が売買も賃借もしたくないという、相反するような結果になっておりまして、これについてはよく分かるんです。相続の問題であるとか、それまで先祖から代々受け継がれてきたものを自分の世代で放棄してしまうというような、それに対する抵抗感というものももちろんあると思います。また、葛城市は、奈良県内でも、都市計画法第34条第11号区域というのが多く指定をされておりまして、空き家より新築住宅の流通がしやすい環境であるということ、

空き家を活用するより新築する需要が高くなっているのも要因であるかなと考えるところでございます。しかしながら、この第34条第11号区域に入っていない市街化調整区域にある空き家については、解体をして更地にしてしまうと、次、基本的に何も建てることができないというようなことがあります。既存建築物の再活用とかいうことやったら、基本的には建物がある状態やったら何かしらの活用ができていくというようなこともあるので、更地にしてしまうと何も活用がしにくくなるというところが1つ、これも要因であるというところでございます。また、固定資産税の住宅用地特例措置というのも消失をしてしまって、今よりも、建物が建っているときよりも多くの固定資産税を支払うと。納税せなあかんというようなところも、空き家の解体とか、その辺についての二の足を踏まれていると。それだったら空き家のままで置いておこうかと、今のままで置いてもええやないかというところが、空き家の増えている原因でございます。これですけれども、何かしらの対策を打つ必要があると考えております。今ある、マッチングするだけの空き家バンク事業だけではなくて、地方創生を絡めた施策を打ち出す必要があるのではないのでしょうか。これの1つとして、奈良県と協働して進められておる移住・就業支援事業の内容とその実績というのを伺えますでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 国の地方創生移住支援事業として、東京圏に在住または勤務する方が、東京圏外へ移住し、起業や就業等を行う方に対して、都道府県と市町村が協働して交付金を支給する制度がございます。本市におきましても、この制度を活用いたしまして、東京圏から本市への移住・定住の促進と、中小企業における人材不足の解消を目的に、奈良県と協働で移住支援事業を実施しています。本事業は、葛城市移住支援金交付要綱において定める要件を満たし、申請に基づく交付決定を受けた方に対しまして、単身世帯の申請の場合は60万円、2人以上の世帯の場合にあつては100万円を予算の範囲内で交付するものでございます。今年度の実績といたしましては、家族で東京圏から移住された方からの申請が1件ございました。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今ご説明にあった移住・就業支援事業については、空き家対策については、直接的な支援ではありませんけれども、活用ができるものとして考えております。しかしながら、これについても、地方創生移住支援事業とありますけれども、非常に要件の面で使いにくいといった補助金になっておりまして、まず、東京圏からの移住ということで、東京圏におる人が、葛城市に住みたいと思う方がどれだけおるのかということもありますし、葛城市を東京圏におる方がそれだけ認知しておるかということもあるのですが、本当に、毎年のように補助の枠というのはあるんですけど、毎年のように使われていないというような結果となっております。今年度については1件、申込みが、部長、あつたということで、これについては、本当にありがたいことで、申込みをされた方に、僕、直接経緯を聞いてないんですけど、非常にレアなケースなのかなというところで私自身感じておるというところがございます。そこで葛城市として、空き家のマッチングだけではなく、地方創生のキーワードの下、何かしらの目的を持った形で施策を打ち出し支援することはできないかと、そのようなことをお伺いできますでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市全体では人口は増加しているものの、一部のエリアでは人口が減少し、空き家が増えることも想定されます。その中でリノベーションが可能な空き家を有効活用することは、地方創生の目標を達成する点からも、都会と地方とのつながりや、新しい人の流れが生まれ、地域の活性化になると考えられます。例えば、葛城市の地区ごとの特徴を生かした空き家問題の解決と、地域活性化の支援策として国の地方創生推進交付金を活用して空き家をリノベーションすることも想定されますが、空き家を、人が集まる場所として、リモートワークや地域の情報発信の場所として活用していくことに対して、市だけではなく、NPO法人や市民が参加する協議会などを立ち上げて活用を行うモデルケースをつくって、活用策を研究することも今後必要になるのではないかと考えます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。冒頭にも言いましたように、特に葛城市の西部においては、過疎化が進み、空き家問題が深刻な状況になりつつあると感じておるところでございます。今ご答弁にあったように、都会と地方とのつながりを持つことができ、その地域に新しい風が吹くような取組みが必要であると、私自身も感じておるところでございます。空き家対策と地方創生とを掛け合わせた取組みが、今後、過疎化の進む集落地域への1つの希望の光であると考えておるところでございます。例外なく、私の住み暮らす地元区においても、空き家が増えておるところでございます。

その中で紹介したいんですけど、今まで述べてきたような試みを実際に具現化されたプロジェクトをご紹介したいと思います。プロジェクト名は足高邸再活用プロジェクトというものでありまして、燕さんじょう亭という屋号をつけられました。コンセプトとしては、近代の疲弊を癒やす場所、キーワードを、直す、癒やすとされ、古民家空き家の活用をされております。実際にどのように活用されるかと申しますと、3つのゾーンを想定され、レストラン、ギャラリー、オフィスとして計画されており、レストランについては、おそばの提供を予定され、そこでおそばをつくらしいんです。オフィスについては、小規模な会社がITを駆使してのサテライトオフィス、神山町へ行ったようなイメージです。そのときに見たようなイメージのサテライトオフィスとする予定であるということでございます。私も実際に先日、家主の方にお話も伺って、ご案内をしていただき、改めて本課題についての可能性を感じた次第でございました。今後、葛城市としては、地区ごとに特徴を生かし、目的を持った空き家対策を実践していただきたいと思うところでございますし、また、地方創生推進交付金などを活用した、本市に合った支援のご検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。部長、また来てくださいと言うてましたので、市長、1回行かれましたね。市長は1回行ってくれたはるんです。また、いつでも来てくださいと、見学してくださいということなので、また段取りします。

それでは続いて、引き続き3問目の質問に移らせていただきます。皆さんもご存じのとおり、2025年4月から10月の約半年間にわたって、2025年日本国際博覧会、通称、大阪・関西万博が、大阪市の夢洲を会場として開催されるところでございます。メインテーマは、いの

ち輝く未来社会のデザインとし、コンセプトは、未来社会の実験場として、想定来場者数は2,820万人、そのうちインバウンドは350万人であるということでございます。その中で万博アクションプランというものが打ち出されており、その1つとして、日本全国に旅客を送って、各地で食や文化の体験や滞在をしてもらい、各地域の魅力の認知を図り、様々な地域振興につなげるといった地域ツーリズム促進事業を予定されているところでございます。万博による誘客効果を夢洲だけにとどめることなく、地域に波及をしていこうという取組みであり、私は、地域活性化の一助になると考えておりますが、万博アクションプランにある地域ツーリズムについて、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

大阪・関西万博では、日本各地や海外からのインバウンドによる観光客の増加が見込めます。しかし、富裕層のインバウンドにとって、東京や京都、大阪のような主な観光地は、既に行き尽くされております。そこで、近年注目を集めているのが、西川議員がおっしゃっている、地域ツーリズムとしての地方での体験型ツアーです。葛城市では、体験型の施設として、相撲館があり、土俵に上がって力士と同じ視線に立ってみたり、塩をまいて大相撲と同じ雰囲気味わってみたり等、ただ見るだけではなく、実際にやってみることができるとして、インバウンドの方にとっても人気があります。ただ、葛城市においては、公共交通機関があまり充実しておらず、相撲館のある當麻寺周辺からの移動が難しいのが現状です。そこで、葛城市と近隣の4市町で構成している葛城地域観光協議会において、タクシーを使った周遊観光ルートの開発を行っておるところです。奈良県の観光補助事業に合わせる形で葛城地域内のタクシー周遊観光構想をつくり、今まで注目されていなかった観光資源や飲食店等に足を運んでもらいます。タクシーを使った観光は、富裕層のインバウンドの方が利用するのみならず、近年では、修学旅行において、生徒自らが観光プランを立て、タクシーを使って小グループで移動するなど、一般的になりつつあります。また、タクシーを利用することにより、飲酒をしても移動が容易になるという利点を生かし、今年7月に東室から寺口に移転した梅乃宿酒造を新しい観光名所として積極的にPRしていき、商工の発展にもつなげていきたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。葛城市としては、文化においても、當麻寺、日本遺産の竹内街道等々もあり、体験型としても、お相撲の発祥の地として、実際に土俵に上がれる相撲館というのがございます。食としては、今いろいろありますが、お酒といったツールというのも出てきておりますし、また、自然としても、二上山から金剛葛城山まで続く山麓の雄大な山々というものがございます。本市は、自然、文化を含む地域資源を活用した魅力的な体験が可能となり、誘客を見込めると考えておるということでございます。そこで、万博会場から、もしくは関空から葛城市へ訪れる最初の地点としては、やはり、葛城のインターチェンジだと思うんです。インターチェンジ、もしくはまた、道の駅かつらぎであると思うんです。葛城インターチェンジ、道の駅かつらぎをハブとした観光拠点としての取組みというのは、何

かございますでしょうか。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

道の駅かつらぎは、年間利用客数が100万人を突破し、先月、レジ通過者の累計が300万人を超えるなど、コロナ禍においても人気を博しております。ただ、道の駅かつらぎが独自に実施されたアンケート結果によると、利用客の約7割ほどは、直売所で買物をされて、そのまま帰られてしまい、残りの方も、中南和や和歌山県、高野山観光への立ち寄り客がほとんどを占めているため、何とか観光客を市内の観光施設へ誘導し、周遊型観光へつなげていきたいと考えております。奈良県では、中南和の観光案内所を、橿原市にあるまほろばキッチン内に設置しておられますが、大阪から南阪奈道路を利用した場合の奈良県の西の玄関口として、中南和地域の観光案内所として道の駅かつらぎの観光インフォメーションを活用していきたいと考えております。

今年度に、観光インフォメーション内に大型展示ケースと、吉野杉を使ったパンフレットスタンドの設置を進めております。展示ケースには、相撲に関する資料の展示を計画しております。相撲発祥の地である本市の魅力を多くの方に知ってもらい、相撲館、當麻寺への観光客の流れをつくっていききたいと考えております。また、展示ケースには、相撲館の資料のほかに、例えば、月替わりで中南和の市町村から資料を借り受けて展示するなど、近隣の観光資源との相乗効果を考えていききたいと考えております。また、道の駅かつらぎの多目的広場を利用したイベントを企画して、にぎわいの演出も計画しており、今後も、中南和への観光客を取り込み、市内観光への誘客を進めていききたいと考えております。

以上です。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今ご答弁にありましたように、道の駅かつらぎを、葛城市のみならず、中南和地域の観光の拠点となるように取り組んでもらっているという認識をさせていただきました。近隣との相乗効果によって葛城市への誘客を図っていききたいという、そういう意思も今の答弁で伺えたところでございますし、それと、道の駅かつらぎの多目的広場の話も今、出てきましたけども、今、奈良県と進めているしあわせの森公園多目的広場、社会教育センターを含むエリアの、奈良県とのまちづくり包括協定の進捗状況についてお伺いいたします。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

しあわせの森公園多目的広場、社会教育センターを含むエリアの現在の進捗状況についてお答えさせていただきます。令和4年9月の一般質問でも答弁させていただきましたが、社会教育センターは、県が所有する施設である中で、これまで、阿古市長が、奈良県の荒井知事とも会い、旧社会教育センターエリアを含めた葛城インターチェンジ周辺エリア、観光によるまちづくりの活用については、有効な場所であるということの確認を行いながら、葛城市と奈良県が連携して進めております。その状況については、令和4年9月の総務建設常任

委員会において説明させていただきましたが、葛城市と奈良県が連携して、令和4年11月にサウンディング型市場調査を実施しております。このサウンディング調査の参加企業等の状況につきましては、奈良県のホームページで公表されております。その調査結果も踏まえ、今後も連携協定に向けた調整を奈良県と進めてまいりたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。1年前から、いろいろと僕も質問させていただいて、プロジェクトチームもつくっていただいて、今、こうやって進んでいってるところなんですけども、葛城市としても、なかなか、一朝一夕でいくものではないんですけど、しっかりと葛城市にとって有益な、有利な方向で進めてもらえるようお願いをしたいと思います。それはそれとして、2025年に万博があるという、こういう目標を持っていただいて、奈良県とも共有した中で、スピード感を持って連携協定に向かって進めていただきたいと、そのように申し上げておきます。

それでは、先ほど産業観光部長のほうからご答弁があった、近隣の観光資源との相乗効果について、もう少し具体的に近隣市との関わり方についてを教えてくださいませんか。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

昨年度から、香芝市、御所市、五條市と葛城市を加えた4市で連携を図り、仮称、西の山の辺の道事業の計画を進めております。現在は、各市との調整を重ねているところではありますが、4市に共通する観光資源として、お酒、みそ、しょうゆなどの発酵食品、花の有名な寺社仏閣、特徴的なメニューのある飲食店などを効果的に案内できるルートの策定を進めているところでございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。山麓でつながる香芝市、御所市、五條市、そして葛城市と、連携を図って観光周遊の商品を検討していただいておりますということで、本当にいいことであると思います。その中で今ご答弁にあった、お酒というキーワードで誘客するというのもインパクトもあって、この4市の中には8軒ほどの蔵元もございます。酒でつながる山麓ハイウエーというような、こういうことも魅力のある商品であると思います。それ以外にも、部長のご答弁にあったような魅力ある商品の展開を、この万博を契機に、山麓でつながる4市とともにPR展開をしていただきたいと、そのように考えておるところでございます。県西部、そして中南和地域の玄関口としては、ここはしっかりと本市が音頭をとって進めていただきたいと強く要望をいたします。そこで、万博会場に来られた方をほか地域に誘導する1つとして、万博会場での催事参加というものがございます。これについては、2023年度以降に募集をされると聞いておるんですけども、これに関して、本市として参画されるかは検討されてますか。

梨本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

関西広域連合では、鳥取県、徳島県、福井県、三重県を含めて、関西パビリオンの建設を

計画されております。隣接する催事スペースの使用方法につきましては、今後、広域連合で検討されることとなっておりますので、その結果を待って、葛城市として参画を検討していきたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 関西広域連合でのパビリオン建設を計画されるということでございます。私の情報では、奈良県は独自の展示スペースというのを出さへんというようなことも聞いておるんです。このパビリオン以外にも、会場内には7つのエリアで催事スペースが予定をされているというところでございます。葛城市としては、先ほども、ぜひとも山麓でつながる4市とともに連携を図り、参画の検討をしてはどうかと思うところでございますので、ぜひともご検討のほうをよろしく願いいたします。

それともう一つ、万博を契機とした中に、子どもたちに、SDGsについて学び、いのち輝く未来社会のデザインのアイデアを考えて、万博に対して興味、関心を高める教育プログラムというものがあるんですけども、本市として活用する意思ということはありませんでしょうか。試みはありますでしょうか。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 教育部、西川です。よろしく願いいたします。

本教育プログラムの実施目的にございますように、これからの未来を担う子どもたちが、大阪・関西万博に興味関心を持ち、SDGsについて学びながら本教育プログラムに取り組み、万博のテーマ、いのち輝く未来社会のデザインのためのアイデアを考えることは、子どもたちにとって有益であると考えております。本市の中学校では、毎年キャリア教育の一環で、仕事の魅力を伝えるゲストティーチャーを招き、職業講話を実施しております。今年度、市内の会社のゲストティーチャーから、SDGsの観点から、新しい商品を開発し、万博への出展も考えているとの話を聞き、新庄中学校では、今後、本プログラムに参加する予定であると聞いております。また、ほかの全ての学校においても、SDGsの学習を総合的な学習の時間等に取り入れて実施しているところです。今後は、各学校に対し、これらの学習活動に、万博に向けた企業のアイデア等を踏まえ、それぞれの子どもたちが、これからの未来社会をSDGsの観点から考える学習活動を積極的に取り入れるよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。各学校においても、SDGsを総合学習の時間に取り入れて学んでおられるということらしいんです。また、新庄中学校においては、本プログラムに参加を予定しているということで確認をさせていただきました。この教育プログラムの万博の部署に問い合わせると、本年度は奈良県内から1校も参加をされなかったというところでございます。向こうから言われたのは、ぜひとも、行政、教育委員会にしっかりと促していただきたいと、ご要望も賜ったところでございます。これ、目的としましては、やっぱり子どもに万博というのを、きっちりありますよと。ほんで、やっぱり万博に行ってほしいという

ところが、子どもたちも万博会場に来てほしいというところにつなげていきたいという、こういう目的もあると伺っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、今までの述べてきましたけども、私としては、大阪・関西万博をチャンスとして捉えて、葛城市の魅力を国内外に発信していく必要があると考えておるんですけども、市長、長いことお待たせしました。わくわくするようなことをずっと述べてきたので、市長のアイデアも含めて、見解をお伺いいたしたいと思います。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 万博と聞くと、非常に浮き浮きするという気持ちがあります。日本において万国博覧会は2005年愛知万博以来だと記憶しております。ただ、私の万国博覧会のイメージというのは、1970年の大阪万博のイメージが非常に強うございます。あの当時、小学校5年生であったと思うんですけども、学校からも連れていっていただきまして、アメリカ館で月の石を見た記憶があります。いろんなパビリオンを回って、バッジを集めて、スタンプを集めた記憶がございます。複数回寄せていただきましたけども、今回の2025年の万博は、規模的には、予想されてるのが2,820万人、うち、インバウンドが350万人という計画をされてるようでございますが、この万博の目的というのは、議員もご承知だと思います。観光だけではございません。当然、日本の情報発信あります。それと、経済のほうの最先端技術のものもあります。教育もあります。いろんな目的を持った中での万国博覧会が行われるということでございます。ただ、その中で、強いて申し上げますと、観光という部分だけ取り上げて申し上げますと、例えば2,820万人のうち、国内から来られる方の年齢層、どこから来られるのかということも含めて考える必要があるのかなと。まず、近辺から来られる方というのは、日帰りで帰られる方だと思います。ですので、万国博覧会を見てそのまま帰られる方。例えば日本国内でも、1泊で来られる方ですと、1泊は必ず万国博覧会会場をご覧になりますけども、あと1泊された後のところは回る時間があるのかな。それも年代層によって変わってくるのかなという思いがあります。子ども連れで来られましたら、多分、私でしたら、子どもを連れて行くと、万国博覧会で1日過ごす、翌日はU S Jに行くのかなと思ったりしますし、ちょっと高年齢の方であれば、どうするのかというような思いになりますと、例えば、万国博覧会に来た場所で葛城市という発信があったとして、じゃあ、葛城市に行きましょうかという話にはまずならない。もう事前にどこへ行くのかなということを頭の中で、もしくは旅行会社と、もしくは個人旅行であれば、計画した中で来られます。ということは、事前に葛城市の発信をしておくという必要があります。

どのようなところに発信するのがいいのかというのはこれからの課題。例えば、それは国内であれば旅行会社であるのか、それとも、個人であるのか。それは発信の仕方があるのかなと。ですので、万国博覧会が行われるまでが、実は勝負であります。万国博覧会になれば、複数の、数多くの自治体が会場でいろんなことをされますが、それをご覧になる方というのは、非常に競争率が高いものですから、私が小学校のとき行ったときには、そんな記憶はあまり残っておりませんので、なかなか厳しいのかな。では、万博の会場で発信するほうがいいのかなと思ったりもしますが、今度は350万人の海外の方を対象にした考え方を整備

する必要があるのかなと思います。海外から来る場合も、例えば、私であれば、家族で行く場合であったり、友達で行く場合であったりしても、事前に調べてきます。宿泊するところも決めてきます。行くところも決めてきます。ですので、その決め方というのは、例えば、外国の旅行会社のパッケージがどのようにあるのか分かりませんが、そちらのほうで相談したり、また、個人で行く場合でしたら、それでも最低限宿泊する場所だけは押さえます。宿泊した場所から行くところということも事前に調べていきます。行き当たりばったりは、なかなか、外国では、若いときでしたら、それ、やった記憶もありますけど、なかなか、私でもそういうことはしないかなと思いますので、ですので、外国の方に葛城市に来ていただくためには何をやる必要があるのかということだろうと思います。こちらのほうも、どういうツールがあるのか。今現在ですと、奈良県のビジターズビューローにお願いして、相撲館に来ていただいておりますが、そのようなパッケージの中に、万博のパッケージの中で外国の旅行会社に売り込みに行けるのかどうかというようなところが課題になるのかなと思います。

どちらにいたしましても、観光とかインバウンド等を考えますと、万博が始まるまでが勝負でございますので、その時点で何ができているのかということが大切なかなと思います。開催になりましたら、催事場でやることといたしますのは、全国各地の方が同じようにやられますので、なかなかそれによって葛城市のアピールというのが、特に優れたアピールができるかどうかというのは分からないところであります。どんなツールで、どんなやり方でやるのかというのは、原課のほうにおいて研究して、それまでに何ができるのかということが、今回の2025年大阪万博の観光という面についての考え方や私は思っております。

以上でございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。キーワードとして宿泊がいろいろ出てきたと思いますが、これ、葛城市にも、宿泊施設は1軒もありませんので、まちづくり協定も含めて、その辺、市長、事前に発信していかんと、やっぱりそれまでが勝負やおっしゃってるんやったら、そこもきっちりと、しっかりと進めていただいて、宿泊施設なりをしっかりと持ってこれるような、葛城市として取り組んでいただきたいというところでございます。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

梨本議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

増田議員 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。皆さんも見ていただいて、何をしゃべるのかなというふうに興味を抱いておられるかなと思いますけれども、非常に面白い日本語ですけども、一般質

問の一般質問を行わせていただきます。大体内容の予測はついておられるかなというふうに思います。議員だけではなく、市民の皆さんに対しても非常に関心のあるところかなと、大事なところかなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これよりは質問席にて進めさせていただきます。

梨本議長 増田議員。

増田議員 それでは、よろしくお願い申し上げます。私は、これまでに議員活動として、過去9年になるわけでございますけれども、今回を含めまして、36回目の一般質問をさせていただくということでございます。当初につきましては、最初の12月議会に関しましては、全くインターネットもなかった時代でもございますし、一般質問がどういうものかというふうなことも知るすべもなかったということで、先輩議員たちの質問を聞かせていただきました。それ以降、3月議会から質問をさせていただいてきたということでございます。市民の皆さんの声を届けようと、こういう思いでございますが、なかなかその思いというものがかなうことが少ないというのが率直な私の思いでございます。私の質問に対する理事者の答弁が、非常に心地よい、前向きなご答弁であったとしても、なかなか結果には結びつかないというふうなこともたくさんございます。支持者からは、増田の質問は優し過ぎるのと違うか。もっと厳しく追及したらどうだと、こういった意見も述べられてきました。質問の仕方が優しくて、厳しくて、上手であっても、下手であっても、重要なことは、その議員が、議員の質問の本質、このことを、しっかりと理事者におかれましては、踏まえていただく。そして慎重な取扱いを行っていただきたいと、こういうことをまず冒頭に強く求めておきたいというふうに思います。大きな声を出せば反応してくれるが、小さな声には反応しない。こういった体質であれば、改善を求めていきたい。そんなことはないとは思いますが、そういうことであれば、改善を求めていきたい。こういった趣旨でございますので、よろしくお願い申し上げます。

私は、自らの政治活動の中でチラシを作成いたします。なかなか、再三、毎度毎度、議会のたびにというふうにはいかないんですけど、定期的にチラシを作ります。表には、それなりの信条であったり、マニフェスト的なものであったり、裏面は、一般質問のことについて要約を、簡単ですよ、2行ぐらい書きます。右の方に、1行書くんですけど、たくさんございますので、右の方に、進展とか、解決とか、そういった自己評価をして、先ほども申し上げましたように、そういう結果を書くんですけども、満足のいくような進展であったり、解決というようなものは半数以下であると、こういった状況でございます。そんなに難しくない課題であるというふうに思った案件であっても、なかなか進展はしないというふうな実情。それでは、その結果、なぜ進展しないのか。これは、もしかしたら、質問する側に問題があるのかというふうなことがあるかもしれません。

先日、議会改革特別委員会におきましても、一般質問並びに委員会での質疑等に関する研修をしてはどうかと、こういった意見も出ました。私は非常に、このことに関しては、よいことだな、ぜひともやっていただきたいという意見を述べさせていただきました。本議会における一般質問の実態、実施状況を調べてまいりました。ここ1年、非常に活発に質問をされてるという状況ですけれども、県下12市の一般質問の実施状況でございますけれども、定

員数に対する質問者の率を調べました。前9月議会の数字でございますけれども、本市におきましては、ご存じのとおり、12名の方が質問をされました。定員15名でございますので、率にして80%になります。これが県下でどのぐらいのレベルなのかということでございますけれども、奈良県で一番高い率、数字になっております。続いて多かったのが宇陀市です。ここは定員も14名ということでございますけど、11名の方が質問されておまして、78.5%、ほぼ葛城市と同じぐらいの率になる。続いて奈良市、香芝市、ここは代表質問等がございますので、その数字も足した数字でございますけれども、両市で75%といったような実情でございます。また、質問の内容につきましても、私から見させていただいても、各議員が非常に自らの専門知識といったようなものを十分に発揮されて、聞いていて、非常に興味深く、なるほどなとうなずくようなこと、非常に参考になること、こういったことが多くございます。このような状況から、今後、更に質の高い、成果の出る質問となるために、先ほど申し上げましたように、議員は議員の立場で、研修によるレベルアップを行おうというふうにされております。

ここで、議員側だけの思いでも、走ってもということ、場合によっては、理事者側の意見も頂戴するという研修も、私はいいかなというふうに思うわけでございますけれども。一方、理事者側におかれましても、市民から寄せられた貴重なご意見である議員の一般質問に対しましては、非常に丁寧に取り扱いを行っていただいておりますし、今後をお願いをしたいというふうに思いますけれども、今回の質問をさせていただくことにいたしましたのは、こういった思いを十分にお酌み取りいただきたいということでございますので、よろしく願いします。

それでは、質問のほうに入らせていただきますが、各議員から質問の内容が、担当部署の内部において、通告様式に基づきまして検討されると。情報は共有化されておるというふうに思います。また、答弁された内容につきましても、これは、部内、課内において共通認識をされておるものであるのか。当然そうであるのかなとは思いますが。さらに、質問に対して、答弁というのは責任あるお言葉でございますので、前向きな答弁をしていただいた場合におきましては、どのように協議、検討をされておるのか。各部署において対応等が違うようでしたら、各部長にお尋ねをするわけでございますけれども、このことにつきましてのご答弁を求めます。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしく願いいたします。ただいまの増田議員のご質問でございます。

議会定例会のみに許可されております一般質問についてでございますが、議員各位におかれましては、年4回の定例会におきまして、大所高所から、政策につきましてご質問を頂戴しておるところでございます。このような貴重なご質問を頂戴し、市役所内で共有できているのかということでございます。まず、議会開会時の一般質問の対応といたしましては、議員より一般質問が出されますと、私ども総務課が、質問の内容により、関係する部を確認いたしまして、一般質問通告一覧を各部長に配布いたします。その後、各部内で関係課へ共有

を行い、担当部長と関係課長で協議、検討を行いまして、答弁案を作成し、また、それを総務課で取りまとめを行いまして、理事者との打合せの後、議会の一般質問で答弁する流れになってございます。また、議会終了後の対応といたしましては、常に議長の閉会のご挨拶にもありますように、各執行機関におかれては、議員各位から出された意見や要望を真摯に受け止め、葛城市政への執行に当たられるよう要望いたしますという旨の、そしてまた、市長からは、議員の皆様から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市の更なる発展のために鋭意努力してまいりますといった旨のご挨拶を申し上げ、それらをしっかりと受け止めまして、議会終了後の最初の部内会議等で、職員に対し指示、伝達をしておるところでございます。また、直後の部長会におきましても、改めて市長や副市長より指示があり、毎月の定例部内の会議で進捗確認、また、検討課題とし、それを受け、課内会議を開催して、検討、指導、進捗管理を行っておるところでございます。

梨本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。ただいまのご答弁を聞かせていただいて、少し耳が痛い内容、こういう感もございます。果たして大所高所からのご質問なのかどうかというふうなことも踏まえて、ちょっと耳が痛いなど。そういうようなことの意味も含めまして研修を行うんだよということを、ご理解のほどをいただきたいというふうに思います。

一般質問をするに当たって、私、議員必携も見ました。総務部長も、この必携の中をご拝読いただいたということで、打合せのところで、ちょっと紹介をさせていただきます。議員の方も、えっ、そういうことなのかという記述もございますので、ご紹介をさせていただきます。一般質問でよく使われがちな言葉に次のようなものがあるが、きわめて不適切な表現であるから、十分注意してのぞむべきであるというただし書の1つ目です。お分かりでありましたら教えていただきたい。説明をお願いします。これが、どこが間違っていてとかいうのも、また、これ、研修の中でしっかりと学びたいと思います。

2つ目。今一度御答弁の程をよろしくお願ひしたい。こういうことはあんまり言わんほうがあえよと、こういうふうに書いてます。

3つ目です。これは常識の範囲内かと思うんです。町長さん、市長さん、教育委員長さん、さんづけはよろしくない、こういったこと。それから、これもよく使うんですけども、よく分かりました。ありがとうございます。そういったことも好ましくない表現だということでございます。

次に、前向きのお答弁をいただき、心からお礼申し上げます。こんなこともあんまり言わんほうがあえよと、こういうことも書いてます。それから最後に、丸々の点について特に努力をされるようお願いいたします。こういったことを議員必携の中では慎むべきであると、こういうふうにかかれております。これは議員のほうの立場として、学ぶべき点は学ぶ必要があるのかと、こういうことでございます。

それから、もう一つ、今回の質問に際してお調べをさせていただいた事例の1つに、長野県飯田市では、議員向けに一般質問のマニュアル的とも言える手引書的なものを、これは龍谷大学の土山希美枝教授監修の下に作られております。非常にページ数も、しっかり、23

ページにわたって整理をされております。タイトルが非常にユニークといたしますか、「たかが一般質問、されど一般質問」こういったタイトルです。先ほどからのことも踏まえまして、どのような質問が市政に伝えることができるのか、伝わりやすいのか。そういったことを細かく整理されておると、こういった資料でございますけれども、こういった資料も、今後の議員内の研修等にも活用できたら、参考になったらと思います。また、議会の図書室にございました、「地方議員のための役所を動かす質問の仕方」という本がございました。これは、著者は、元廿日市市の副市長、要するに、理事者側の立場から見た一般質問です。これ本当に、経験者が語る、そういった方の本です。これも非常に議員として学ぶべき、また、なるほどと、行政はこういうふうには運ばないと動きづらいんだなと、こういったことも参考になる資料でございます。

先ほど総務部長から紹介のありました市長からのお言葉、貴重なご意見を真摯に受け止め、市政発展のために鋭意努力をしてみたいと思います。これはいつも最後でお述べいただいています。ただ、社交辞令で終わってしまっただけでは困るなど。本当に、本当に貴重なご意見を真摯に受け止めていただきたい。そうやと言っていたくとは思いますが、形として出させていただきたい。これが恐らく、15議員の総意の思い、願いであるかなというふうに思いますので、本音をお酌み取りいただきたいということでございます。先ほどの部長の答弁の中にもございましたが、定例部内会議の中で進捗確認、また、検討、課題、さらに、課内におきましても、検討、指導、進捗管理を行っていただいていると、こういうふうにご説明がございました。私の推測です。恐らく、この表現につきましては、それぞれの議員の質問に対する進捗確認、管理ではなく、事業全般に関して、そういう項目も関連する、含まれる事業全般に関しての進捗確認であるのかなというふうには思うんです。その点いかがですか。再度、これ、ここまでしか通告してないですけども、その答弁を聞いて2回目の質問をさせていただきます。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの増田議員の、進捗管理という部分でございます。これに関しましては、議員から一般質問を受けた、その進捗管理も含んでおれば、それ以外の通常業務の進捗管理といったものも含んでおるということでございます。

以上でございます。

梨本議長 増田議員。

増田議員 後からまた、その具体的な管理方法についてはお話ししますが、なかなか、先ほども申し上げましたように、期待するような答弁というのは、期待はできないんですけども、期待ができないと言ったら失礼ですけど、そんな、思うように、はい、分かりましたというふうな、それは十分承知してあります。なぜかという、一般質問に対する答弁の責任、これが非常に重いからなんですよね。分かりますよ。軽はずみに、「はい、分かりました」。予算立てもない、根拠もない、そんな中で前向きな答弁はできないというのは重々承知をしております。ただ、このことについて、市長はよく研究しますと言っております。研究の結果、

どうだったんだということは、私ども質問した側からは、その後の動きというのは見えないんです。それを見える化したらどうかと、こういうことでございますけれども、上手に聞き流されると質問者も困るんです。結果が出ないと、これは質問者としては、言いつ放しでは困ります。通告から質問するまでの短いタイトな期間の中で、非常に業務多忙な折に、こういう重大な質問のやり取りをきちっと整理するということは、非常に難しいことではあるということとは十分承知をしておりますので、質問内容が今後、行政運営に重要であると、そういう判断であれば、率直にそのようなご答弁をいただいて、結論は後回しでも結構ですけれども、そういうご認識をいただいているのであれば、そのような運びを願いたいということでございます。

現状では、先ほども申し上げました、質問した答弁が前向きであっても、その後の進捗状況、どのように進んでおるかというのは、議員側から見ると、把握ができない状態でございます。進んでいるのであれば、進んでいます。完了したのであれば、完了済み、こういった質問事項の進捗状況を管理する、そういった様式、方法を導入していただければ。できれば他市でも事例のございますように、公表、ホームページに掲載すると、こういった仕組みを導入することをご提案申し上げますが、いかがでございますか。取りあえず、そのご提案でございます。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの増田議員のご質問、大変貴重な意見だとは思いますが、できる、できないにつきましては、やはり検討して、研究して対応していくことになるかと考えております。真摯に受け止めて、適切に対応させていただきますので、よろしくお願いします。

梨本議長 増田議員。

増田議員 予定の答弁書と違いますけど、まあ、いい。お手元に資料をつけさせていただきました。先ほど、こういうふうなことはなかなか分かりにくいので、別紙1、ここには、議会答弁事項進捗状況調書と、こういったタイトル、これは、結構ございます。複数の市町が導入をしております。このコピーは、恐らく九州、大村市の事例でございますけれども。内容は、いつ質問されたのか、誰がされたのか、質問内容、これも要約で2行程度、50字、100字といったレベルです。答弁をどのようにしたか。それからその後、どういうふうはこの案件について事業が進められたのかといったものを1枚の様式にまとめられたという例でございます。それから、もう一つの事例は、別紙2でございますけれども、これは先ほどの項目とほぼ同じになりますが、項目は一緒に、横に、行に整理をされて、一覧表の形で各議員の質問を個別に進捗管理されておると、こういった内容でございます。当然、私がここに持っているということは、先ほどからも市長、インターネットでご検索されておりますけれども、インターネットで見ることができる資料になっております。こういうふうな仕組みを構築していただくこと、このようなことで、同じことを、今日も若干質問の中にもございましたけれども、もう一回聞かんなんということは避けられると思うんです。その後いかがになりましたかと、私も何回もありますよ。早田部長、ブランド化まだですかと、同じことを3回聞いてます。

進まない。現在検討中と同じ回答が返ってくるというのは無駄ですので、できるだけそういうふうなことも避ける意味でも、こういう管理方法というのはいい方法ではないかと思うんです。

それから、市民の方にも、議員の、議会でどういうふうな一般質問をされて、どういうふうな答弁をされておって、どのように進んでいってるのかと、そういう様子も、こういう検索できる方式によって、進捗管理を見ることによって把握していただけるのではないかと、こういうふうと思うわけでございますけれども、市長のお考え、思いを、私の思い、どこまでお酌み取りをいただけるか、ご答弁お願いします。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 貴重なご意見ありがとうございます。一般質問というのは、私もずっと今まで議員のときにやってきました。ほぼ16年間の中で一般質問をさせていただいた回数は覚えておりませんが、最高で年間4回であれば、その掛ける16になるんでしょうけども、新人のときはなかなか一般質問できませんでした。私が議員をやった時代といいますのは、さほど一般質問されなかったです。議員の先生方も、皆さん、ベテランになってきますと、発言するべき機会というのをいろいろな一般質問以外ではお持ちでしたので、その機会での発言をされるのであえてされなかったのかな。新人である議員では、なかなかその機会がありませんでしたので、一般質問というのは非常に貴重な機会やという認識でございました。

議員がお示しされました、実は議員必携というのを常に議会の席には持ってきておられて、それを見ながら、議会の在り方としてはどうあるべきかということ、常にチェックといたしますか、確認しながらしてきたような記憶がございます。その中で、私は、一般質問と通常の議案の質疑と、それと、予算特別委員会等の質問とは使い分けが、多分議員の皆さん方はされてるのかな。一般質問の場合は、どちらかという、その場で結論が出ないような、大所高所に立った大きな質問が多いように感じております。ある種、予算特別委員会での質問等は、どちらかという、具体的な、要望的なものが多かったように記憶しております。どちらにいたしましても、議員皆さん方からいただきましたご意見というものは、まさに真摯に受け止めるのは事実でございます。一般質問によりましては、事前質問でございますので、当然のことながら、いただきました質問に対しての趣旨等を確認させていただいて、その中で、時間のある限り、研究を、まず、短時間の中でどうなのかというような資料を集めながらの答弁を準備させていただきますので、通常の質問と一般質問の違いというのは、質問の内容とその手続の内容が違うんだという具合に認識をしてるところでございます。当然、一般質問は、非常に時間のかかる結論になることが多いものですから、研究するというのが大前提でございます。すぐにその場で、できます、できませんという答弁が、なかなかできにくい、微妙な質問が多うございますので、当然、研究させていただきます。それは、先ほどから総務部長も企画部長も申し上げましたように、各部長会ですとか、当然のことながら、今、質問の後ろには、担当部署の課長等がこの内容を聞いておりますので、そのことについて必要である研究は進めておるところでございます。

議員ご指摘の、そのことについての結論の報告がないのではないのかというところにつきま

しては、少し研究させていただきたいと思います。私自身も一般質問で、多分、同じテーマの中で十何回、質問をさせていただいた記憶があります。1項目の中で、地球環境に優しい葛城市を目指してという項目では、たしか十数回まで行ったような記憶がありますし、ほかの子育ての部門では、10回前後やった記憶があります。同じテーマでずっと続けました。それだけその政策の重みとといいますか、その政策を葛城市の政策として取り上げていただきたいという思いの中で、いろんな角度から、毎回違った角度からの意見も申し上げた記憶がございます。なかなか、議員皆様方のご意見を全て取り上げて、それを政策に結びつけるということは、現実としてはかなり難しい作業になりますが、まさに、閉会のときに申し上げるとおりでございます。ご意見は真摯に受け止めて、検討を重ねてまいりたいという気持ちで、理事者サイド全てそう感じておると、私は信じております。

以上でございます。

梨本議長 増田議員。

増田議員 そういう思いを形に込めまして、先ほど申し上げましたような個票をぜひともご検討いただきたい。研究すると言っていたいてますけども、やっぱり形として残していただかないと、先ほど申し上げましたように、なかなか、一々どうや、進んでるのかと窓口に聞きに行っても、また来よったみたいになってしまいますので、私も、市長の、地球に優しい云々シリーズを何回も聞かせていただいた経験もございます。それから、その進捗がなかなか進まないといういら立ちの気持ちというのは、市長も十分ご経験されておりますので、私の思い、15名の議員の一般質問に対する思いというのは、一番の理解者であるというふうに信じておりますので、できましたら、先ほど申し上げましたご提案に即したような整理の仕方、進捗管理、よろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

本市におきましても、大字からの要望、これも1つの市民の声として貴重なご意見である、進捗管理が必要な、これも、進捗管理についてのそういう状況報告等もなかなかできてないという実態であるというふうに、私、お見受けをしております。また、先ほどから申し上げております、議員の一般質問につきましても、これは市民の声でございます。どの声にも共通して言えるのは、葛城市を住みよいまちにしてほしいという思いの言葉が一般質問になって、また、大字要望になって行政に届けられてるというふうに思います。このようなことをしっかり、こういう内容に耳を傾けていただいて、先ほどの市長のお言葉にございましたように、真摯な対応を切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

梨本議長 増田順弘議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。本日は2点質問させていただきます。

まず1点目、子育て安心のまちづくりということについて。2つ目は内部統制の整備・運用について質問させていただきます。

これよりは質問席にて行います。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 それでは質問させていただきます。まず最初に、子育て安心のまちづくりということで質問いたします。家庭や地域における子育てをめぐる環境は大変変化しており、子育てすることの不安感や負担感が大変大きくなってきております。そこで、国は、平成24年8月に子ども・子育て支援法を制定し、平成27年4月からは、幼児期の学校教育や保育、併せて地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、子ども・子育て支援新制度を本格スタートさせました。葛城市では、令和2年3月に、2期目の子ども・子育て支援事業計画を策定しております。その計画には、私も驚いたんですが、136項目にわたる事業が掲げられて、数多くの子育て支援策が葛城市において取り組まれているところであります。こうした数多くの支援策の情報を網羅した、そして、それを紹介する雑誌、子育てパンフレット、かつらぎっこというものが発行されております。これは初期のパンフレットです。非常に素朴なんですけれども、しっかりと作り込まれております。私、これ、今のお母さん方にとってどうかなと思ったんですが、最近、非常に大版で、明るい、こういうかつらぎっこというパンフレットが作られております。ほぼ全て網羅されているので、これを見れば葛城市の子育て事業はどんなものがあるか、大変便利なものであります。そこで質問なんですけれども、このパンフレットは毎年更新されてるのでしょうか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部、井上です。どうぞよろしく願いいたします。

こちらのパンフレットにつきましては、毎年更新しております。現在、関係する各部署において、来年度版の内容について校正を行っておりまして、2月頃に完成する予定でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。私は、最初こういうものがないかなと思ってホームページを検索したら、ホームページにはございませんでした。私は、先進事例でよく紹介される河内長野市のホームページを見ますと、出てきましたので、葛城市は載ってないかなと思って、それで、最近の保護者の方は、やっぱりインターネット、それからスマホを使われますので、アクセスしやすい点からも、ぜひホームページにも掲載していただけたらと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こちらの情報誌につきましては、ジチタイアドという会社と契約を交わしまして、企業からの広告掲載料により、無料で作成をいただいております。ホームページへのアップは現在行っておりませんが、確認しましたところ、電子データの提供とホームページへの掲載は可能と伺っておりますので、広告の部分を除いた形でアップできればと考えております。今後検討させていただきます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。では、更新をされていく、アップもされていくということでの

で、ぜひ、いいものを作っていたいただきたいという思いで、今回もう少しお話しさせていただきたいと思います。というのは、先ほど紹介しました河内長野市でも同様のガイドを作っております。私、それを見たときに、大変大きな違いがあると感じたんです。それは、河内長野市の場合は、写真が60枚近く、要所、要所にありまして、例えば、乳児健診を受けておられるところの写真とか、あるいはお母さん同士が子どもを抱いて談笑してる写真とか、あるいはつどいの広場などで、楽しそうな遊具がある場所とか、あるいはそこで遊んでる子どもたちとか、本当に手にとると、行ってみたいとかいうふうな感じの、本当に活動の写真がたくさん載ってます。さらには、この一般質問でも杉本議員がよく取り上げられた、カラー遊具を公園に設置することなどについて取り上げられてきました。そういう公園にこんなカラー遊具がありますよと、各公園の紹介の写真もあるんです。非常に行き届いている。それから、本当に子育てに不安を感じておられる方々のポイントとなるアドバイス、これもいろんな活動の中で、恐らく現場では把握されているであろう、そういう、ここはお母さんに伝えたいということが丁寧に作り込まれてまして、私それを見たときに、最初に多分こういうガイドブックは、出産後、例えば赤ちゃん訪問のときとか、乳児訪問ですか、全戸訪問されますから、そのときに渡されると思うんです。そのときに、市の、行政の顔になるようなパンフレットですので、ぜひそういう、本当に0歳から不安を持ちながら子育てしていくお母さんの視点に立ったパンフレット作りを今されてるようですので、ぜひ河内長野市のホームページを見ますと出てきますので、そういうものを参考にしながらいいものを作っていたら、本当に安心感を与えるというのも大事ですので、ぜひよろしくお願いします。

さて、次の質問に移りますけれども、次には、地域子育て支援拠点事業について質問してまいります。地域子育て支援拠点事業は、子ども・子育て支援の重点的な施策として、これは国の施策ですので、令和4年度でかなり国も予算を投入してたと思います。1,800億円の予算を投じて、全国で今展開してる子ども・子育て支援新制度の、ある意味では目玉的な事業なんです。それは、背景として、核家族化が進んで、地域のつながりが薄くなってきたことや、自分の生まれ育った地域以外で子育てする世帯が増加していることなどのために、子育てが孤立化し、子育ての不安、それから負担感が大きくなっていることが背景にあります。にもかかわらず、子ども同士や子どもを介した親同士のつながりが薄くなり、地域や必要な支援につながらないことがあることから、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場を地域につくっていくと。これが地域子育て支援拠点事業なんです。主に0歳から3歳までの親御さんが最も求めているニーズ、それに応える事業であります。そこで質問いたしますけれども、葛城市では、この拠点事業ですが、葛城市子育て支援センター及び磐城児童館において行われておりますけれども、そこで、子育て支援拠点事業に携わる職員の配置はどうなっているのでしょうか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 子育て支援拠点事業に携わる職員の配置についてでございます。子育て支援センターでは、保育士資格を持つ6人の会計年度任用職員が、磐城児童館では、小学教諭資格や保育士資格を持つ3名の会計年度任用職員が、それぞれ子育て支援拠点事業に従事し

ております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 そこに正職員の方は配置されてるでしょうか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 正職員につきましては、公立保育所の主任を経験した保育士職員1名が、児童館と学童保育所を兼務する形で統括的な業務に当たっております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。私は、葛城市の地域子育て支援拠点事業の課題が、実は、拠点施設の開設が週5日型であるというところにあると思っております。私がこの問題を最初に認識したのは、2期目の議員になるときに住民アンケートをさせていただきまして、そこで、これは匿名ですけども、結構若いお母さん方から、葛城市の子育て施策、充実していないという声が結構あったんです。私、それ、引き続き注視していろんな方に聞いても、やはりあまり評価は高くないんです。私、これ大変驚きました。というのは、葛城市はこども・若者サポートセンターという大変先進的な取組もあります。それから、新庄健康福祉センターがあって、母子健康福祉については、本当に私はよくやっていたらと思います。ですから、充実してると思ってたんです。ところが、こども・若者サポートセンターは、課題のあるお子さんやご家庭をしっかりサポートする。AI相談とかございますけれども、そういう課題のあるものを早く見つけて対応しようと。ここに重点があるんです。でも、今、移り住んできておられる子育て世帯の方、葛城市で出産される方、こういう方々が求めているのは、0歳から3歳までの間の、地域の中で親御さんが気軽に集えて、子どもも遊べて、室内ですけども、そこで相互に交流しながら、そしていろんな相談もできる。情報のアクセスもできる。そういう拠点事業が、葛城市は5日型になっている。土曜、日曜は基本的に開かれませんが、これは一般質問で要望して、月に1回開いていただくようになりましたけれども、月1回、それを日曜日か土曜日で開くと、週1回減るんです。だから、河内長野市のように進んでるところは7日型になってます。

これ、調べたんですけども、厚生労働省の令和3年度の調査によると、全国で一般型の地域子育て支援拠点は、6,833か所のうち、5日型が4,250か所で全体の62%、6日から7日型は1,260か所で全体の18%となっているんです。だから、葛城市は悪くはないんです。本当に標準的に、私は一生懸命やっておられると思いますが、今は、若い方はSNSで情報を把握されますし、拡散していきます。私が河内長野市の子育て支援拠点施設のあいっく、こういうのを見てきてくださいと。大阪狭山市のUPっぷ、こういうところを見てくださいと。何で葛城市の人が知ってるのかなと。そういう情報はすぐ回るんです。葛城市の拠点についても、評価がされるようなところがありますよ、ネットには。やっぱり低いんです。だから、私は、本当に葛城市がこれから子育て安心のまちというふうになるためには、子育て新制度の中で重点的な施策になってる地域子育て支援拠点事業、これをぜひ充実させていただきたいと、そういうふうに思っております。その上で大事なのが、その拠点を発展させていく中核的な職員の存在が大事だと思います。私は、河内長野市の子ども・子育て総合センターを

兼ねているあいつくに視察に行きましたけれども、そこでは、保育所の所長を経験されたような管理職の方、ベテランの保育士、こういう方が座っておられまして、そして、お母さん方も、昔、保育所でこの先生にお世話になりましたということで、ぜひ手伝いたい。そのお母さん方も、子育てが一段落したら、そういうところへ手伝いに来られてるんです。例えば、リーフレット、パンフレット、よく教室なんかの案内がありますけれども、それも、こんなじゃ、若いお母さん、絶対手には取らないよということで、私は、広告出版業界に勤めてたというお母さんが、私が作りますと、ホームページも私がやりますという形で、どんどん地域のお母さん方が、子育て支援のために参加されてる。本来の事業目的にかなったようなことが行われてるんです。それは、そういうベテランの管理職経験のある方が座って、その事業を7日型で発展させていってると。私、これは葛城市の進む方向だと思ったんです。ぜひこういう方向へ進んでほしいと思ってるんです。

その上で大事になるのが、昨日の一般質問と関係ありますけれども、葛城市の公立保育所、認定こども園の所長、園長の問題です。私は、こういうところで保育経験を積み、現場の管理職となった方がこういうところへ来ていただいたら、市域全体を見て事業を発展させていく観点を持っていただけではないかと。そういう人材が育つのではないかと思ってるんです。そう思ってたんですけど、昨日も奥本議員がこの問題を取り上げられました。奥本議員によって初めてこの問題が明るみになったわけですがけれども、私は別の観点から、あと、内部統制のことも話しますので、別の観点から、これは市長にぜひ今日のご答弁いただきたいと思うんですけれども、私、初めて知ったとき異常だと思いました。例えば、学校法人だと、私立の場合、法人が幾つかの学校を経営してて、それぞれの学校に校長がいらっしゃるって、理事長がいます。法人全体を統括する理事長がいる。理事長が卒業証書を渡すのは別にオーケーです。葛城市も同じです。それぞれの公立保育所や園があって、そして、そこには所長、園長、管理職がいらっしゃるって、そして理事長格として市長がいる。これが私は普通だと思うんです。ところが葛城市では、3つの公立保育所と1つの認定こども園、市長が兼任してると。これ、本当にリスクマネジメントの観点から、私は大変問題がある。というのは、管理職の現場の仕事は2つあります。1つは、人事の管理です。2番目は、安全の管理です。最近問題になっております保育事故が起こらないように、園長は、あるいは所長は、毎日、異常がないか配慮してます。人事管理、職員の不祥事、職員のいろいろな悩みを抱えていることなど、毎日行かないと、現場にいないと分からないことです。それをやるのが所長、園長の仕事です。市長が所長、園長を兼ねて、毎日行けますか。分かりますか。人事管理できますか。園の安全管理を全体にできますか。こういう問題です。市内5校の校長を教育長がやってるようなものじゃないですか。学校の校長先生は、そういう職員の人事管理や安全管理、一番心を砕いてるんです。何かあったら辞表を提出するぐらいの覚悟をもって管理されてるわけです。だから、しっかり管理もできる。だから、葛城市、リスク管理の面でどうなるのかなど。もし、今、マスコミでもよく報道されてます保育事故、職員の不祥事、同時に葛城市で2つ起きたらどうするんですか。誰がマスコミ対応で最初に表に出るんですか。これを知った市民の方は驚くと思います。葛城市のマネジメントの在り方について市長はど

う思われるのか。私は、本来、最初は、奥本議員の質問で前向きな答弁が市長からあるかなと思ったんですが、市長に答弁を求められてもなかったのが、これは非常に重要な問題ですので、ぜひ市長にご答弁を、その認識、どう考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

梨本議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 通告を受けておりませんので、お答えとしては差し控えさせていただきます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 これは増田議員との関係もありますが、通告を受けてなかったらできませんか。

梨本議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 先ほどの市長の答弁でもありましたけれども、一般質問というものは、すぐに結論が出るものではなくて、しっかり議論を尽くした上で答弁させていただくものだと思っております。通告を受けておりませんと、しっかりした答弁できませんので、しっかりした通告をしていただきまして、適切な答弁をさせていただきたいと思っております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 実はこの質問は、9月議会で奥本議員が1回質問されました。そこで市長は、検討しますと、前向きな返事だったと私は捉えておりました。昨日も、どうなっていますかと同じ質問をされました。そのときは市長、答えられませんでした。溝尾副市長が、卒園式に市長が賞状を渡すという伝統的なことをやってると、それもいいことだなと思っておりますというふうな、私は問題の所在からずれた答弁だったと思います、奥本議員の質問の内容から。2回ほどされてるんです。同じ質問を私はしてるから、多分検討はされてるんだと思います。通告がなくてもできると私は思います。市長も考えてこられたと思います。答弁をお願いします。

梨本議長 阿古市長、どうですか。

阿古市長 議会のシステムが、ルールで議会というのは成り立ってるものやと思ってるんです。ルール外ですね。

梨本議長 昨日も、通告として奥本議員から阿古市長宛ての通告があったと思うんです。そこで、副市長が答弁されましたけれども、ここは、阿古市長、答え得る限りで答えていただけたらというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 私から答えさせていただきます。要旨にもありますとおり、子ども・子育て支援事業とか、具体的な事業が記載されております。もう少し、答弁調整の中でも、少しでもお話ししていただいたのであればお答えすることもできるかと思っておりますけれども、今お答えできるのは昨日の答弁のとおりでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 私は、答弁を通告した後、理事者側と調整をしております。そのときには奥本議員もほかの議員もこの問題を質問されるでしょうからということで聞いておりましたので、そういうことであれば別に結構ですということは申し上げました。ところが、昨日、市長は答えておられませんから、このことについては私は申し上げてきたつもりですので、ただ、今の姿勢で私は、市長の姿勢は市民の方にもよく分かったと思います。私は今回のこの問題が、葛

城市として正常な姿なのか、そういう市長の姿勢が正常な、本当に葛城市のマネジメントとして正しいことなのか、市民に問うていきたいと思っておりますので、もうこれ以上申し上げません。

続きまして、保育士の確保の問題について質問させていただきます。地域子育て支援拠点事業には保育士の配置が必要であります。先ほど質問でも明らかになったように、葛城市では、正規職員が支援拠点に専属として配置されておられません。そもそも葛城市は、保育所自体に待機児童が発生しているように、保育士が不足しております。今後、地域子育て支援拠点事業を発展させる上でも、保育士の確保が喫緊の課題になっていると私は考えます。保育士をどう確保するか。私は奨学金制度の観点から質問したいと思っております。

昔から、看護師が不足するというので、医療機関では、奨学金制度を設けて看護師を確保するということがよくやられてこられました。私は、それを参考にしながら、奨学金制度として、保育士をこういう形で援助できることがないのかなと考えました。特に葛城市は、高校がありません。市外に皆さん通学されて、保護者の負担も大きいと。子どもたちも、高校以降は市外の学校に行かれますので、やはり葛城市に戻ってきていただきたいと。そこで葛城市内の保育士を目指す高校生の方に、葛城市内の保育所、公私問わず、そこで働いていただいた方には奨学金制度を利用していただけるような、そういうものがないかなということをおもいました。または、日本学生支援機構の奨学金を借りての方が、葛城市内に勤めていただいたら援助しますということもあると思いますが、こうした奨学金制度を使って保育士の確保に役立てる、このことについてどうお考えになっておられるか、ご答弁をお願いします。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 まず、子育て支援拠点事業に正職員を張りつけるという観点と、もう一つは、そのような職員をどうやって確保するかというところまでのご質問であったかと思っております。まず、公立保育所の保育士につきましては、今現在、支援拠点のところには2名張りついていただいております。ただし、こちら、まず、私どもの葛城市待機児童の解消の観点から、現在は定年退職後も、現状ですが、公立保育所を助けていただくという観点で、まずは保育所のほうに行っていたら現状でございます。その中で、そういったことも含めて、今後どうやって確保していくかということのお問いでございましたので、そのうちの1つが、奨学金制度ということをおっしゃっていただいているのかと思っておりますけれども、現在、奨学金制度につきましては、検討は行ってはおりませんが、どのようなことをすれば効果的に保育士の雇用につなげることができるのかということ、先進地の施策も参考にしながら、全体的に保育士の確保のためにこういった施策が有効かということをお研究させていただきたいと思っております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 よろしく申し上げます。また引き続き、保育士確保の問題、いろんな手だてをぜひ検討していただけたらと思っております。

それでは次に、2つ目の大きなテーマになりますけれども、内部統制や監査制度に関わる

質問をしてみたいです。葛城市は、道の駅かつらぎ建設事業に係る訴訟が全て、今年度、終結いたしました。また、水と農地の多面的機能の支払交付金事業などに関係して国庫補助金の不正支出があったとして、葛城市が被告として訴えられた住民訴訟につきましても、和解として、これも終結いたしました。これらの争いは、葛城市の不適正な事務に関係して起こされたものであります。そして、これらの訴訟のために、葛城市は大変大きな負担をしてきました。まずは訴訟に係る大きな財政支出であります。また、訴訟に関係する、仕事として携わる職員の労力も大変大きかったと私は思っております。本来こうした財政支出や職員の労力は、市民の福祉向上のために使われる、あるいは重点施策の実施のために使われるべきものでありますから、二度とこうしたことになってはならないというのが私の強い思いであります。では、どうすればいいのかということであります。国は平成29年に地方自治法を改正して、内部統制や監査制度を強化する方向性を示しました。そして平成31年には、そのガイドラインを総務省がつくっております。葛城市は不適正な事務についての処理において、結果として、大きな負担を強いられたわけですから、ぜひ、改正地方自治法に基づいて、内部統制や監査の強化に努める取組を抜本的に、私は進めていっていただきたいと考えております。以上の問題意識に基づいて質問をしてみたいです。

まず最初に、監査の充実強化について質問いたします。現在、葛城市の監査として、どのような監査を実施しておられるか、お聞きします。

梨本議長 吉村監査委員事務局長。

吉村監査委員事務局長 監査委員事務局の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。谷原議員の質問にお答えさせていただきます。

監査の質の強化といたしまして、毎月1回、通常業務に加えまして、監査委員と監査委員事務局員とのミーティングを実施し、現状認識と課題の共有化並びに相互の研さんを図るとともに、随時監査にも取り組みました。また、例月出納検査をはじめとする監査の都度、必要な指摘を行い、その結果、既に実施済みの団体補助金交付に関する方針の策定、また、契約管理シートの作成など、市長部局等の協力を得まして、作成の義務化につながっていると考えております。また、11月から議会選出の監査委員も交代されまして、新たな視点で監査の強化を図ってまいります。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。監査の体制も拡充していったらというふうには受け止めさせていただきました。

さて、私は、市民あるいは業者から、様々な事業における不手際について指摘を受けることがあります。こういう問題をよく議会で取り上げますので、電話がかかってくるわけです。どうなってるんだということ。これらの問題を指摘し改善を求めることを、1つ1つ議会で取り上げることもできるんですが、これはある意味では、不手際なことを明らかにするというので、行政としてのマイナスイメージになってしまいます。しかし、これを放っておくわけにいかないと。議員個人としては、大変ジレンマを感じるころがありました。私は、

どうやってこれを解消したらいいのか。放っておくわけにいかない。だけど、議会でこれを取り上げてオープンにするのかと。非常に悩ましいところだったんですが、私は、地方自治法等を見まして、これだったらいけるのではないかとことを思いました。それは、不適正な事務処理を議員が知った場合に、地方自治法第98条第2項に基づいて、議会から監査を請求すると。監査によって行政が何らかの措置を取っていただいて、それを議会に報告していただくというふうになれば、基本的に行政の中での内部統制として、問題が、不適正な事務処理が是正されるのではないかと。監査を利用する、こういうことをもっとやったらどうかというふうに思います。例えば、例を出しますけども、先ほど述べましたが、多面的機能支払交付金の支給に関わる不適正な事務があって、これは住民訴訟になったわけですが、住民の方は、これは議員にも市長にも、こういうことが起きてるとということで、やっぱり訴えに来られているとお聞きしています。そのときに、私は、市長も監査請求できますし、議会もできるわけですから、ここで監査請求をしていただいて、監査の中でしっかりと対応を取っていただくと。その結果、それでも、いや、これは訴訟だということはあると思いますけれども、まず、こういうことを私は今後しっかり利用すべきではないかと考えております。

そこで、質問ですけども、こういうことを充実させようとするれば、それなりに監査の体制の強化、人員の充実ということが要ろうかと思えます。この点について市長の見解をお伺いします。

(発言する者あり)

梨本議長 通告はありますよ。

谷原議員 時間を止めてください。

梨本議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時45分

再 開 午後2時47分

梨本議長 会議を再開します。

阿古市長。

阿古市長 令和4年4月に組織の見直しを行い、監査委員の組織については、市の組織から独立し、明確に分かれた形で運用していると考えております。監査機能を強化するという点では、内部統制体制の整備及び運用状況のチェック機能としての役割が求められることから、経験者を配置するなど、その職責を全うできる職員を配置しております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 今私が聞いたのは、充実していただけますかというふうに聞いたので、充実させてますという答弁なんですが、今後ぜひ充実させる方向を取っていただきたいということにしたいと、ここで終わっておきます。

私、次について、監査は終わって、内部統制の強化についての質問に移りたいと思います。内部統制という言葉ですけども、これも地方自治法が改正されて、内部統制をしっかりと強くしていこうということが打ち出されました。総務省がそのためのガイドラインを作成しております。その冒頭に次のようにあるんです。地方公共団体は、組織として、予めリスク

があることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが、より一層求められる。そうした組織的な取組が徹底されることによって、長にとっては、マネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となる。また、職員にとっても、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって、安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現される。ひいては、信頼に足る行政サービスを住民が享受することにつながると。続いてこう書いてあります。地方公共団体の内部統制が有効に機能するためには、長の意識が最も重要であると続いていくんです。内部統制で一番重要なのは、制度はいろいろありますけど、統制環境、すなわち、葛城市では市長、この意識が最も重要だというふうに言われてるんです。私は、これについて先ほど来、大変疑問に感じているところがありますけれども、1点、具体的な例を挙げて、葛城市の内部統制の実情がどうなってるかを質問させていただきたいと思います。

今年3月に、ある大字で用水路転落事故があったため、転落防止のガードパイプが設置されました。ところが、設置されたすぐ後に撤去されたんです。これで、私、電話を受けまして、葛城市は一体どんな仕事をしてるんだと。何で設置したのをすぐ取って、これ予算かかっているやないかと。かなりお叱りを受けました。この件について建設課は掌握されていると思いますが、どこにどのような問題があったのか。また、どのように再発防止について検討されているか、お答え願います。

梨本議長 安川都市整備部理事。

安川都市整備部理事 都市整備部の安川でございます。よろしく申し上げます。

ガードパイプの設置、撤去についてでございます。昨年7月末に、自転車で走行中、誤って側溝に転落し負傷したことで救急搬送がありました。その件を調査しました結果、道路との高低差もあり、転落すると大けがにつながるということから、道路管理者として至急に対応する必要があると考え、今年3月に設置しました。設置後において、隣接農地の耕作者や、居住者の車の出入りに支障があるとのことで苦情があり、数日後に撤去することとなりました。それについて、どのような問題があって、再発防止についてどういうことを行ったかというところでございます。ガードパイプ等の設置に係る作業手順につきましては、各大字からの要望、教育委員会での取りまとめられている通学路安全合同会議からの要望に基づき、施工箇所を決定し、道路管理者で周辺状況を調査した上で、要望の内容に従い、設置しておりました。緊急を要する場合も、同様に設置しておりました。原因といたしましては、周辺状況の調査に加え、区長及び関係者との協議をしていなかったことでこのようなことに至ったと考えております。この事例を受けまして、令和4年度より、影響範囲の地権者、水利組合等の同意を得られているかを確認し、最終的に区長の同意を得た上で施工するよう業務フローを改め、課内において手順を共有し、進めております。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。私は今、地名とかも伏せましたけれども、こういうことを議会で、今、私が取り上げましたけれども、こういうことを監査のほうでしていただいて、行政の中

であれば、私は、普通の事務として、仕事上ミスは付きまといますから。この時は緊急事態でさっとなつつけられたんだと思うんですけれども、こういうミスは起こり得ると思うんです。でも、そのことを市民が議員に伝えて、議員もかっとなつて取り上げるということではなくて、内部統制の中で収めていくようなシステムをつくっていったらという思いで今回取り上げさせていただきましたけれども、きちっと対応していただきまして、ありがとうございます。

さて、次に、入札契約業務について質問します。内部統制において大きなリスクを伴うのが入札契約業務であります。私は議員になってから一貫して、入札契約改革による行財政改革の推進を訴えてまいりました。競争性、透明性、公平性、公正性を確保した公共調達によって財政も効率的になることも訴えてまいりました。実際に入札契約の在り方を変えることで、大きな経費の削減が実現した事業もございます。この間、管財課が中心となって、入札監視委員会の設置や、電子入札、郵便入札など改革に取り組んでこられました。まだまだ解決すべき多くの課題があります。

そこで次に、総務省、そして国土交通省が毎年行っている調査に基づき、葛城市の入札契約について質問してまいります。地方自治法では、入札は原則として一般競争入札としておりますけれども、そこで伺うんですけれども、葛城市において、一般競争入札にかかる契約金の限度額、幾らから一般競争入札するというふうになってるのでしょうか。そしてまた、奈良県の12市の中で、一体、一般競争入札の限度額はどうなっているか。これについて質問します。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの谷原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

葛城市においての一般競争入札の下限額は1億円となっております。県内12市の下限額及び契約件数でございますけれども、令和3年度で申し上げます。奈良市におきましては、下限額130万円を超えるもので289件、大和高田市は、設定はございませんが、適宜選定をされておりまして、79件、そして大和郡山市におきましては、130万円を超えるもので87件、天理市で2,500万円以上で15件、橿原市で130万円を超えるもので132件、桜井市で600万円以上で25件、五條市で500万円以上33件、御所市で1,500万円以上17件、生駒市で130万円を超えるもので114件、隣の香芝市では、設定なしで全件対象で50件、そして宇陀市では500万円以上30件となっております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市だけが1億円以上ないと一般競争入札しないというのは、非常に奈良県内でも異常な感じなんです。私は限度額を引き下げるべきだと思いますけれども、改善することを検討されてますでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 どのような案件を一般競争入札にするかについてでございますけれども、それにつきましては、決められたものはございませんが、地方自治法上の原則は一般競争入札であると、その認識の下、現在、一般競争入札を行う際の条件等について入札制度の見直しを検討して

おるところでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 では、次、指名競争入札について質問します。時間が押してますので、少し質問を飛ばしますけれども、指名競争入札につきましては、葛城市では、指名業者の公表を事前に行っておられます。入札公告するときに、どの指名業者が参加するか、公告に載ってるんです。これは談合を助長するものであるとして、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針にこれを改めるようにとあるんです。これについては、ぜひ事後にしていきたいと思っておりますけれども、この点について伺います。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 ただいまのご質問でございます。指名業者の事前公表につきましては、業者から職員への不当な働きかけを抑止する目的で設けられたものでございまして、昨今のコンプライアンスの意識の高まりもございまして、事後に公表するかを検討してまいりたいと思っております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 よろしく申し上げます。次に、葛城市における指名競争入札に指名する業者の選定は業者選定委員会で行っておりますけれども、議事録はございますでしょうか。また、その議事録には、選定した理由については全て明記されてるのでしょうか。この点について伺います。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 業者選定委員会では、議事録を作っておりますが、葛城市工事等請負業者選定要綱というものがございまして、そこでは、委員会の会議は非公開とする。何人も、委員会の会議の内容を他に漏らしてはならないと規定しておりますので、その内容については非公表としておるところでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 分かりました。では、葛城市の公共工事における指名競争入札の参加者の基準については、公表されておられますでしょうか。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 葛城市建設工事指名競争入札参加者指名基準、それから、葛城市業務委託等指名競争入札参加者指名基準というものがございます。それぞれ規定しております内容は似通っております。指名の方法、また、それから指名の特例、そして市内業者の優先指名、留意事項等を規定しております。別表におきまして、業種別の予定価格に対します指名業者数や格付も示しておるところでございます。なお、公表につきましては、管財課の窓口で閲覧という形を取っておるところでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。私は、葛城市の指名競争入札、ずっと入札結果を見ておるんですけど、公告等も見erるんですけども、競争性を確保できていないような入札があります。毎年同じ業務についての入札で、参加する業者の顔ぶれも変わらない。かつ、落札率が95%を超えて毎年落札されていると。95%以上を超えると、基本的に談合の疑いがあるというふうにと考えると、こういういろんな入札関係の本を読みますと書いておりますけれども、問題は、

どのようにして指名業者を決めているのかということでもあります。先ほど総務部長からありました、指名競争入札の参加者の基準ですけれども、別表に書いてあるんです。幾らだったら何者以上と書いてあるんです。これについて、どのような場合、以上になるのか。つまり、指名競争入札は、数の問題、競争性に問題があるから、できるだけ入札参加者を増やすことがいいと思うんですけれども、数が3者だけでずっと固定ということがあったりするんです。だから、どのようにして3者以上にできるのか。する場合はどういう場合なのか。この点についてお伺いします。

梨本議長 東総務部長。

東 総務部長 まず、市内業者についてでございますけれども、市内業者育成の観点から、指名基準において優先的に指名することができるとされておりまして、指名業者を選定する際には、市内に当該業務を履行できる業者があるかという検討をまずは行います。その際、該当いたします市内業者が必要指名者数に満たない場合には市外業者を加えるというのがこれまでの運用でございます。今後、一般競争入札の拡大に伴い、指名競争入札を行う条件についても整理をしていく、または検討していくということでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 私も詳しくは担当者の方に聞かないと分からなかったんですが、今おっしゃったように、市内業者が3者しかなくて、3者以上だったら3者、2者だったら市外から1者入れて3者にすると。これが市内に4者、5者あれば、それは3者以上で5者とかになると。市内業者優先、育成の観点からということなんです。育成という考え方については、いろいろ問題点もありますので、これはまた改めて議論できたらと思うんですけれども、ここで具体的な問題について質問させていただきたいと思います。

11月17日のリサイクル物品の一般競争入札公告について質問いたします。今回、リサイクル物品売払いの入札が一般競争入札となっていることを、私、ホームページで見て驚いたんです。これ、金額が358万円です。それが一般競争入札になってることに驚いたのと、これまでこんな形で入札されてたかなという疑問がありました。まず1つです。これまでどのようにして、これまでもずっと一般競争入札でしたか。これまでどうだったかということをお聞きします。

次に、なぜ今回、一般競争入札されたのか。この理由についてお伺いいたします。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。ご答弁申し上げます。

クリーンセンターで収集、分別処理いたしました缶プレス等の金属は、これまで4か月ごと、年間3回、市内外の4業者における見積り合わせを実施し、売払いを行ってまいりました。県庁等から排出される不要古紙の売払いについて、公募型見積り合わせを実施している都道府県等の例はございますが、近隣市の現状等を調査した結果、まず、契約方法の原則であり、公平性と透明性を確保でき、競争性が高く、誰でも参加できる一般競争入札に今回変更させていただいたものでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 一般競争入札は誰でも参加できるんですけど、私が問題にしていますのは、入札公告を見ますと、条件がついているんです。その条件というのは、第6項だったと思いますけれども、市内業者、市内に本店、支店がある業者となってるんです。これ、広く一般競争入札ではなくて、まさに地域限定条件付一般競争入札なんです。これだったら指名競争入札のほうがましじゃないですか。何でこんな条件をつけたのか。この点についてお伺いします。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご答弁申し上げます。まず、指名競争入札、条件付についてですが、指名競争入札でない理由といたしましては、本市クリーンセンターのストックヤードの状況によりまして、長期間、缶プレス等の金属を保管する場所の確保が困難であるために、指名競争入札で仮に1者しか入札に参加されずに入札不成立となった事態を考慮する必要があることからでございます。なお、条件付とさせていただきましたのは、市内業者育成の考慮に努めたものでございます。指名願を提出されている、市内に本店または支店を有する業者が、今回入札に必要な業者数以上であることが確認できましたので、今回は、条件付一般競争入札を実施させていただいたところでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 条件付一般競争入札で地域限定と。指名競争入札とどう違うのかと。指名競争入札だったら、業者はかなり多いと思います。かえって、条件付一般競争入札で入札参加する業者よりも。僕は、これ、本当に談合的な環境を官が整えているような気がせんでもないんですよ。見積り合わせでは市外の業者も入れてるわけでしょう。ここは自由にできるわけです。どの業者、見積り取るか。ところが、条件付一般競争入札です。最初に誰もが参加できるとおっしゃったけれど、市内と条件ついてるじゃないですか。何でこんな条件をつけるんですか、一般競争入札するんだったら。応募がないからというふうな話ですけど、これ、どんな売渡し金額か、市場価格、ほかは、市町村聞いてみておられますか。こんな価格やったら飛びつくような業者はおるんじゃないですか。そういうことだってあり得ますよ。だから、もうちょっと競争環境を整えて、やっぱり市民の財産ですから、高く売れる業者に入札でやっていただくと。私、こういうことが、これも業者選定委員会で決められたのか分かりませんが、やっぱり入札契約についての認識をもっと、現業課を持つてるところは特にですけど、やっぱり職員勉強していただきたいと。少なくとも、国の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、これぐらいしっかり読んで、どういう方向に今、入札が向かおうとしてるのか分かっているんなことをやっていただけないかなというふうに思います。

私は、抜本的にこれを改革するための組織、委員会、つくっていただきたいんです。と申しますのは、葛城市は過去に大きな官製談合事件を2件起こしております。1件は、前市長の事業で起きております。もう1件は、阿古市長の時代の事業で起きております。大きな官製談合事件が2件起きたんです。同じようなことが奈良県内で、過去、生駒市で起きました。それが市長選挙の争点になって、生駒市長が代わった。葛城市も同様です。阿古市長がなられました。生駒市は何をやったかという、入札契約の改革を、委員会を立ち上げてしっかりと専門家を招いてやって、提言書を作って、そしてホームページを見ますと、それ以来ず

っとこんな入札契約改革をやってきたと書いてあります。改革を進めたら、職員にとって本当に働きやすい、魅力的な職場になっていくんです。こうした魅力的な職場になっていく。そして生駒市では、公務員の方が読まれる公務員雑誌に、公務員が働いてみたい魅力的な職場、生駒市で特集があったんです。つまり、入札契約を改革することは、内部統制も同じですけれども、職員にとって魅力的な職場になっていくんです。業者の育成と言ってるけど、育成なんかしてないじゃないですか。工事評価やってますか。工事評価して、業者の評価点つけてますか。職員がそういうことをきちっとやれるようになったら育成ということもありますよ。そういうこともしないで、仕事を渡してるだけの状態になってるわけですから、私は、抜本的にやっていくべきだと思うんですが、実は、葛城市は、昨年度、国土交通省の専門家を招いて、入札契約改善推進事業ということで、応募して、国土交通省の専門家を招いて、葛城市の入札関係についての課題、専門家と一緒に整理して、国土交通省のホームページにこれだけのものが載っています。そこに入札改革のいろんな課題、将来の実行プランまで載ってるんです。葛城市、私、これを見て、取組を始めてくれてるのかなと思ったんですが、実行部隊がよう分からん。ここに書いてあることは本当に実行されていくのか。私は、生駒市が入札契約改革に取り組んだときのように、しっかり行財政改革の中に入札改革を据えて、検討部会も設けて、専門家の知恵も借りながら、抜本的な、長期的な改革の計画をつくっていただきたい。この点について阿古市長のお考えをお伺いします。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令で求められる事項につきましては、できる限りその原則に適していくよう対応してまいりたいと考えております。入札契約制度における公平性、適正性の確保の必要性は、時代が変わっても変わるものではないと、しかし、そのときそのときで適合した制度に柔軟に対応し、運用していかなければならないと考えております。当市の入札制度・契約事務において問題があれば改善する必要があるという認識を持っております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 先ほど私、質問しましたように、例えば一般競争入札の限度額についても問題があるし、指名競争入札の事後公表ということについても課題があったと。だから、問題点は幾つもあるわけです。

よろしいですか。失礼ですね、市長。こっちが質問してるのに、おしゃべりしたり、横でね。そんなん、ちゃんと聞いてくださいよ。質問の趣旨が分からなくなるじゃないですか、突然質問されたときでも。ほんまに失礼ですよ、はっきり言って。それはちゃんと聞いてくださいよ。おしゃべりなんかせんといってください、そこで。質問できないじゃないですか。

生駒市では、入札監視委員会報告書というのを平成23年に、立派なものを作ってるんです。私が求めたのは、こういう、葛城市として抜本的に入札改革について提言を出す、見通しを示す。先ほど国土交通省の報告結果を私は見ましたけれど、こういうものを基にしながら、ぜひ改革を進めていっていただきたいと。

以上を申し上げまして、私の質問を終わります。

梨本議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後3時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午後3時15分

再 開 午後3時32分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

横井議員 ただいまご紹介いただきました、2番、——（削 除）——横井晶行でございます。皆さん、いよいよ第3回目を迎えます、県域水道一体化の私の質問でございます。

私は今年に、6月、9月と県域水道一体化で一般質問をしてまいりました。皆さん、なぜ同じ質問を3回にわたってしなければならないのか。

これから質問席に参って、論旨を下げたいと思います。

梨本議長 横井議員。

横井議員 皆さん、なぜ同じ質問を3回にわたってしなければならないのか。それは、それだけ我々葛城市民にとって重要、かつ、とても大事である水道事業であるからでございます。この問題は、水がおいしい、水道代が安い等の表面上だけの問題ではなく、リスクマネジメントやハザード分析を含むからなのです。南海トラフ地震は、おおよそ100年周期で発生すると言われています。ここ30年以内に、確率的に70%から80%で発生すると言われています。この大地震の発生により、水道給水管等が遮断された場合には、当然に断水になるわけです。数時間程度であれば、ペットボトルや給水車で対応もできますが、それが数日となれば、トイレの水ですら、まともに排水ができないのです。このような市民生活に、ライフ生活に影響を及ぼすリスクマネジメントの可能性を回避するために、私たちは議論に議論を重ねる必要があるからでございます。だからこそ、同じ質問を3回にわたってする必要があるからでございます。

市民の皆さん、葛城市の市議会は、文字どおり、葛城市における最高の議決の場なのです。この発言は、当然、ビデオ中継されているからでございます。当然に公の場での発言になるからでございます。皆さん、どうか、葛城市役所の上下水道部長からの公式な県域水道一体化の概要説明をお聞きください。お願いします。

梨本議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいまの横井議員のご質問でございます。

9月議会以降の現状について説明ということでございます。9月以降に開催されております県域水道一体化に関する会議の開催状況につきましてご説明申し上げます。まず、関係団体の首長を委員として組織する奈良県広域水道企業団設立準備協議会の開催状況につきましては、10月13日に第4回協議会が開催され、奈良市から提示された論点への対応を検討するため設置されました県域水道一体化論点検討部会の経過と、最終提案、今後の県域水道一体化の運営、経営方針の意思決定プロセス等の検討部会について協議されました。11月29日に

は第5回協議会が開催され、意思決定プロセス等検討部会の経過と結果、基本計画（案）、基本協定書（案）、大和郡山市が参加した場合の一体化の姿、今後のスケジュールについて協議されました。

次に、企業団設立後におけます経営方針の意思決定プロセス、その他、企業団の運営に関し検討する場として設置されました意思決定プロセス等検討部会につきましてご説明いたします。なお、この検討部会には、阿古市長も委員として参加されております。10月17日に第1回検討部会が開催され、意思決定プロセス、その他、検討部会で議論すべき事項の整理について協議されました。10月24日には第2回検討部会が開催され、意思決定プロセス検討部会で議論すべき事項の整理、今後のスケジュールについて協議されました。11月2日に第3回検討部会が開催され、意思決定プロセス、セグメントの別料金設定、水道料金体系の基本的考え方について協議されました。11月10日には第4回検討部会が開催され、水道料金体系の基本的考え方、引継ぎ資金の取扱い、基本計画案、基本協定案について協議されました。11月21日に第5回検討部会が開催され、引継ぎ資金の取扱い、基本計画案、基本協定案について協議されました。

次に、課長級で組織しております全体部会が10月28日に開催され、水道料金体系、水道料金システムの統一に合わせた業務標準化、施設台帳の整備、下水道事業の取扱い、奈良広域水質検査センター組合の解散協議、簡易水道・未普及地域の取扱い、繰入ルールの統一化について検討されました。部長級で組織いたします幹事会、課長級で組織いたします全体部会が11月24日に共同開催され、基本計画案、基本協定案、今後のスケジュールについて検討、協議されました。また、専門分野ごとに、基本的な調査・検討・素案の作成等を行う担当者レベルの専門部会では、9月27日に第13回組織・職員部会が開催され、企業団で規定する各種手当案について検討されております。10月26日には第11回システム共同化部会が開催され、水道料金システム構築仕様書案の説明及び内容確認、今後の料金システム構築検討の方針について検討されております。そのほかにも、本市と奈良県との個別協議が数回開催されております。

次に、本市に設置していただいている県域水道一体化調査特別委員会につきましてです。9月28日に委員会が開催され、上下水道部より、貯水池等水量調査中間報告、県内12市の経営状況、供給単価のシミュレーションについての説明を行い、協議願いました。10月25日に協議会が開催され、上下水道部より、第4回協議会の資料、貯水池等水量調査中間報告について説明を行い、協議願いました。12月2日に協議会が開催され、上下水道部より、第5回協議会の資料、別料金設定等の財政シミュレーションについて説明を行い、協議願いました。

最後に、今後の直近の予定といたしまして、県域水道一体化について、市民向けの説明会を来る12月13日火曜日19時からマルベリーホールにて開催する予定としております。

以上でございます。

藤井本議員 議長、動議。

梨本議長 藤井本議員、動議。

藤井本議員 冒頭、自己紹介のところで自由民主党の横井さんということをおっしゃられたんですけど

ども、葛城市議会としては、党に所属されてる方、存じてるわけですけど、それ以外の方は無所属議員と、私も含めて、という認識を持っております。ネット中継も見られてる方も驚かれたであろうと思いますけども、葛城市に自由民主党公認の議員はいないという認識でいたんですけども、ここの確認をお願いしたいと思います。

梨本議長 それでは暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後 3 時 4 3 分

再 開 午後 3 時 4 6 分

梨本議長 会議を再開します。

横井議員。

横井議員 どうも、先ほど思わずフライングしてしまいまして、党を名のってしまいました、大変失礼いたします。この項目については、消去、省略をお願いいたします。

梨本議長 横井議員、どの部分についてか、正確におっしゃっていただけますか。

横井議員 自由民主党についてです。自由民主党について、フライングというふうに名のってしまいました。思わずエネルギーが爆発したのです。ですから、その部分については、省略、消去をお願いいたします。

梨本議長 自由民主党と名のったところについて削除を願いたいということによろしいでしょうか。

横井議員 はい。

梨本議長 それでは続けてください。

横井議員 質疑応答を続けます。よろしいですか。

それでは、どうも皆さん、失礼いたしました。再開いたします。

皆さん、ただいまの葛城市役所の回答が、葛城市における公式な発表でございました。また改めて述べますが、県営水道に参加した場合の利点です。1番目、水質の安定供給化です。2番目、災害時の即時対応化です。3番目、水道施設の計画的更新化にあります。4番目、施設の効率的維持管理化です。当然、今、利点を言いました。欠点が存在します。次に欠点を述べます。1番目、水道料金の統合効果が見られない。2番目、市内の水源を水道水として使用できなくなる。3番目、緊急時、地理的に即対応時間が遅れる懸念があります。そして、私が述べましたように、ただ、ただ、水がおいしい、水道代が安い等の表面上だけの問題ではなく、リスクマネジメントやハザード分析を含む、葛城市にとって重要な課題でございます。つまり、今、12月時点においても、このように一長一短があり、今後、県営水道一体化の議論が必要なのです。

皆さん、葛城市役所側は、今12月13日、マルベリーホールにおいて県営水道一体化の説明会を行うのです。皆さん、私は、皆さんとともに、市民第一を掲げ、市民の声を声にしてお答えします。私は、議会においても、また、市議会においても、市民の皆さんの前で、正しいことは正しいとはっきり言う次第でございます。皆さん、長らくのご清聴ありがとうございます。そして、ちょっとフライング、大変失礼しました。しっかり頑張ります。

以上です。

梨本議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時51分

再 開 午後3時52分

梨本議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月20日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、12日から15日までの間、各常任委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。また、16日は予備日としておりましたが、理事者からの申入れがあり、午前10時より県域水道一体化調査特別委員会が開催されることになりましたので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時53分